

第5章 手続き

5-1 工事の申込み等

5-1-1 工事の申込み

- 1 需要者からの給水装置工事の依頼があった場合、指定業者は給水装置工事施行承認願（以下「申込書」という。）と必要な関係図書を整えて小田原市上下水道局に申込み、審査を受け、施行の承認を受けてから給水装置工事を施行しなければならない。（小田原市水道給水条例第4条及び第5条の2、小田原市水道給水条例第2条）
- 2 申込書の受付及び設計審査等は、小田原市上下水道局で行う。
- 3 指定業者の違反行為に係る事務処理を円滑に進めるため、「小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱」を策定した。指定業者は、水道法や小田原市水道給水条例等及び関係法規を遵守して事業運営を行なわなければならない。

[解 説]

1について

- ① 共同住宅等での複数の申し込みについては、1枚の申込書で一括して申し込めるものとし、要件は次のとおりである。
 - すべて同一種類の給水装置工事であること。
(例として、新設と増設の異種工事を同一の給水台帳で提出することは、不可)
 - 同一所有者であること。
 - 同一敷地内であること。
 - 同一建物であること。
- ② 共有管より給水している場合の共有管部の工事については、水栓番号の一番小さい番号にて申し込むことを標準とする。
- ③ 給水装置工事の申込みから完成までの一般的な処理方法は「図 5-1-1」のとおりである。
- ④ 指定業者が上下水道局に調査等に来る時は、名札（会社名、氏名、主任技術者番号等を記載したもので名刺程度の大きさのもの）を着用、もしくは身分証明書を携帯すること。また、給水装置工事に関わる相談は、必ず主任技術者が行うこと。

2について

小田原市上下水道局は、申込書の受付後、設計施工指針に基づいて、設計及び次の項目の書類審査を行う。

- ① 給水装置工事施行承認願（申込書）
 - 工事の種類について
新設、増設、改造の別
 - 種別について
普通、特別、臨時栓の別

○申込者について

需要者の住所・氏名

○権利者承認欄について

土地所有者、家屋所有者及び支管分岐の承認

○その他

給水需要量、給水方式、分岐地点水圧、配水支管の管種と口径及び給水使用量計算書（受水槽及び多量使用の場合）

○ 市納入金について

水道利用加入金、設計審査手数料その他

○ メーターの口径及び数量

○ 設計図面

② 道路占用・掘削許可申請書

③ 河川占用許可申請書

④ 証明書類について

○ 建築確認済書

○ 住民票

○ 固定資産家屋課税台帳もしくは土地登記簿謄本

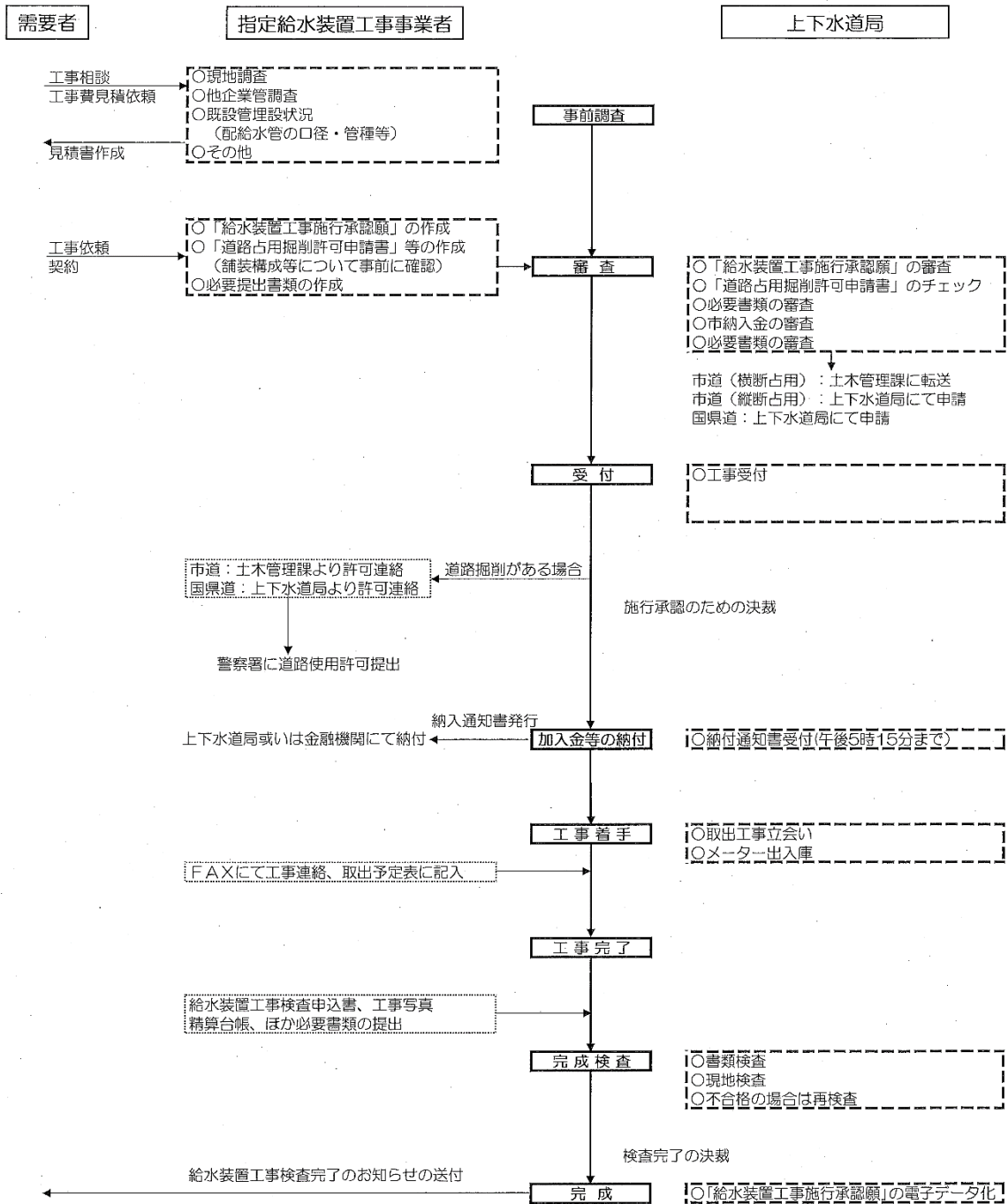
○ 水道利用加入金減額（免除）申請書

⑤ 添付書類

⑥ その他

図5-1-1 事務処理

給水装置工事手続き



5－1－2 施行承認後の手続き

施行が承認された後の指定業者及び主任技術者が行う手続きは、次のとおりとする。

- 1 水道利用加入金及び設計審査手数料の納入は、需要者または指定業者とし、小田原市上下水道局が発行した納入通知書等により納入しなければならない。
- 2 主任技術者は、配水支管より分岐工事（分水止めを含む）を行う時は、施工日時の前日までに「給水取出予定表」へ工事場所や工事申込者名を記入しなければならない。
- 3 主任技術者は、分岐工事や水道メーターの支給を受ける時は、小田原市上下水道局へ「工事施工報告書」をファックスで連絡しなければならない。
- 4 指定業者は、当該給水装置工事を担当する主任技術者の変更があった場合は、速やかに届出ること。
- 5 指定業者は、主任技術者に当該資料の施工記録を作成させ、指定業者が3年間保存すること。

〔解 説〕

1について

口座振替により納付する時は、発行日より14日以内に納付し、領収書のコピーを小田原市上下水道局へ提出すること。小田原市上下水道局は、納付を確認した時点で施行を承認するものとする。

また、県道掘削事務費が有る場合は、上記とは別に納付すること。

2について

分岐工事（分水止めを含む）の施工は、原則として1日に4箇所までとする。

また、工事施工の7日前までに、付近住民へ工事の周知を図ること。

断水工事及び夜間の分岐工事を行う場合は、小田原市上下水道局と調整すること。

断水工事を行うときは、施工日の7日前までに「断水のお知らせ」を作成し、断水区域に周知するとともに、小田原市上下水道局に「断水のお知らせ」を提出すること。

3について

「工事施工報告書」の連絡は、施工当日の午前8時20分までとする。

5について

保存する記録とは、次のとおりとする。

- ① 需要者の氏名及び名称
- ② 工事箇所
- ③ 施工完了年月日
- ④ 主任技術者の氏名
- ⑤ 竣工図（精算台帳）
- ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具
- ⑦ 基準適合確認の方法及びその結果

5-1-3 変更・取消しの手続き

- 1 指定業者は、承認を受けた申込書の内容変更、または取り消す時は、速やかに給水装置工事変更・取消届を提出すること。

[解 説]

1. について

工事の内容について変更がある時は、別途修正図面を提出すること。また、軽微な変更の場合は、精算時に行うものとする。

5-1-4 水道メーター貸与の手続き

- 1 水道メーターの貸与は、水道メーター貸与の旨を「工事施工報告書」に記入し、午前8時20分までにファックスにて小田原市上下水道局へ連絡すること。
- 2 水道メーターの貸与は、上下水道局資材倉庫にて午前9時00分から午前9時20分までに引き渡すものとし、水道メーター受取時に必要書類を提出すること。

[解 説]

2 についての必要書類

新設工事の場合 → 給水装置使用開始届、位置図

改造工事の場合 → 改造メーター取替伝票

5-1-5 その他の手続き

提出書類	提出数	備 考
①代理人選定届	1	
②総代理人選定届	1	
③水道メーター等紛失・き損届	1	
④給水装置廃止届	1	廃止の場合、閉栓箇所と撤去管の写真添付
⑤給水装置種別・用途変更届	1	
⑥給水装置所有者名義・住所変更届	1	
⑦給水装置工事 事前施行申請書	1	施工図面を添付（施工箇所を色付け）

[解 説]

①について

給水装置の需要者となっているものが、市内に居住していないときなどの場合に、市内に居住する代理人を選定するときに小田原市上下水道局に届け出る書式。

②について

共用栓を使用する場合に、需要者だけではなく、総代理人として選定するための書式。

③について

小田原市上下水道局が貸与している水道メーターを紛失した時や、誤って水道メーターの本体を損傷してしまい、メーター機能を失った時は、需要者が小田原市上下水道局へ弁償する際に届け出る書式。

④について

水道メーターの廃止を行う時に、小田原市上下水道局へ届け出る書式。廃止する場合は、給水管分岐箇所の水止の写真と水道メーターを同時に届け出る。

⑤について

既に使用している給水装置の種別や、使用用途が変更された時に小田原市上下水道局へ届け出る書式。

⑥について

給水装置の所有者に変更が生じた時に、小田原市上下水道局に届け出る書式。

⑦について

建築の進行状況により、承認を受ける前に提出する書式。

ただし、分岐工事や水道メーターの貸与は、認めない。

主任技術者が小田原市上下水道局へ提出し、仮承認を得ること。

5-2 申込書の記載方法

5-2-1 指定給水装置工事事業者の記載

1. 工事申込者	2. 工事施行者	3. 設計審査手数料の納入者	
4. 給水装置所在地	5. 需要者の住所・氏名	6. 使用者氏名	7. 建物用途
8. 権利者承諾欄	9. 誓約書	10. 給水需要量	11. 給水方式
12. 分水地点水圧	13. 配水支管	14. 主任技術者の氏名	
15. 設計等年月日	16. 市納入金	17. 水栓番号、需要者番号	
18. 水道メーター口径及び番号	19. 位置図	20. 支給材料	

[解 説]

1 について

申込者が個人の場合は、本人の記名にすること。

申込者が法人の場合は、社名及び代表者名を記入（ゴム印可）すること。（押印不要）

2 について

指定給水装置工事事業者及び代表者名を記入（ゴム印可）すること。（押印不要）

3 について

水道利用加入金・設計審査手数料・還付金の受領の納入欄は、申込者又は施行者のどちらかを○で囲むこと。

4 について

給水装置を設置する住所は、住居表示とする。また、地番が2つ以上ある時は、需要者に確認して記入すること。住所表示と地番表示が異なる地域において、地番を併記する場合は住所表記の記載スペースを空けた上で、地番をカッコ書きとすること。

5 について

1と同様とする。

6 について

共同住宅の場合は、別紙で提出すること。

7 について

家庭用、事業用、臨時用のいずれかを○で囲むこと。事業用の場合は、業務内容を記入すること。

8 について

1と同様とする。

土地及び私道使用承諾については、その所有者全ての承諾印を得ること。

支管分岐承諾は、共有管（共同負担で布設した管）から分岐する場合、その代表者の承諾印を受けること。代表者がいない場合は、共有者全員の承諾印を得ること。

また、分岐管（私有管から分岐の承諾を受けて分岐した給水管）から分岐する場合は、両方の所有者の承諾印を得ること。

9について

本指針に記載されている誓約書（5－2－3誓約書の記入例）を参照の上、必要事項のみを記載し、台帳とは別にし、別紙にて提出すること。

10について

需要者が、1日あたりの必要とする水量を記入すること。

なお、受水槽及び多量な水道水を使用する申請については、使用量計算書及び受水槽の容量計算書を添付すること。

11について

給水方式の該当項目を○で囲むこと。

受水槽の場合は、有効容量及び全容量を記入すること。

12について

分岐点の配水支管または給水管の最低動水圧を記入すること。

調査は、近隣等の給水装置で水圧を計り、最低動水圧を記入すること。

13について

分岐する配水支管の管種、口径を記入すること。

14について

担当する主任技術者名を記入すること。（押印不要）

15について

設計（申請時記入）、着工、完成、精算（精算時記入）のそれぞれの年月日を記入すること。

16について

水道利用加入金及び設計審査手数料を記入すること。

（金額については「表 5－2－1」及び「表 5－2－2」による）

県道掘削事務費は、道路管理者が規定する額を計上すること。

17について

普計、特計の別を記入すること。改造または増設工事の時に記入すること。

18について

増設工事の時に記入すること。改造工事の時は、欄外に鉛筆書きにて記入すること。

19について

①住宅地図等を使用し、北を上にし、施工箇所が中心になるようにすること。

②工事場所の字及び引き出し線は赤で書くこと。

③方位を記入すること。

④配水支管及び給水管位置を図示すること。

⑤複写機を利用して作成する場合は次によること。

- ・申込書に位置図を貼付しないこと。
- ・地形や文字がはっきりと読み取れること。
- ・主要目標物等が記入され、位置図のみで工事場所に到達できること。

⑥右上に工事場所・需要者名を記入すること。

20について

水道メーターの口径と個数を記入すること。

5-2-2 小田原市上下水道局の記載

小田原市上下水道局は、申込書を受理したのち、内容を審査し、次の該当項目を記入する。

- | | | | |
|---------------------|-----------|--------|---------|
| 1. 受付番号及び受付日 | 2. 確認事項 | 3. 承認印 | 4. 市納入金 |
| 5. 水栓番号、需要者番号、分譲管番号 | 6. 開栓年月日 | | |
| 7. 水道メーター口径及び番号 | 8. 検査合格証明 | | |

[解 説]

1、2について

受付時に記入する。

3について

加入金等納入日に押印する。

4について

県道掘削事務費は、申請により発生した時に記入する。

5について

水栓番号、需要者番号については、新設の場合のみ市納入金受領後に記入する。分譲管番号は受付時に記入する。

6、7について

水道メーター貸与時に記入する。

8について

検査合格後に記入する。

表 5－2－1 水道利用加入金

水 道 利 用 加 入 金	
メーターの口径	金額（税込）
20ミリメートル以下	132,000円 （工事の申込みの日の3年前から当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する個人が、自己の居住の用に供する住宅または地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他これらに準ずる法人が一般の住民のために建築する住宅で、当該住宅の給水目的が家庭用と認められるものにあつては、77,000円）
25ミリメートル	198,000円
40ミリメートル	990,000円
50ミリメートル	1,430,000円
75ミリメートル	3,630,000円
100ミリメートル	6,050,000円
150ミリメートル	12,100,000円
200ミリメートル	17,600,000円
（注） 1 水道メーターの新設をするとき。 2 水道メーターの増径をするとき。 新しい水道メーターの加入金の額と元の水道メーターの額の差額を負担する。 （減径の場合は、加入金の返却無し。） 3 口径変更の無い増設や水道メーターを付けない工事（分譲管工事）は、不要とする。 4 上記の金額には、10%の消費税及び地方消費税相当額が含まれている。	

表 5-2-2 設計審査手数料

設 計 審 査 手 数 料		
区 分		金 額 (水道メーター1個につき)
新 設 工 事		19,000円
改 造 工 事		19,000円
増 設 工 事		12,000円
簡 易 増 設 工 事		2,000円
分譲管工事	口径40ミリメートル以下	12,000円
	口径50ミリメートル	20,000円
	口径75ミリメートル以上	30,000円
受 水 槽 (全容量)	5立方メートルを超え 20立方メートル以下	20,000円
	20立方メートルを 超えるもの	30,000円
子メーター	10個以下	13,000円
	11個以上50個以下	25,000円
	51個以上	37,000円
備考 1 受水槽方式で給水を行い、受水槽のみを新設する場合は、新設工事の項及び受水槽の項に規定する金額の合計額とする。 2 受水槽方式にて給水を行い、受水槽及び子メーターの新設工事を行う場合は、新設工事の項及び子メーターの項に規定する金額並びに受水槽の項に規定する金額の2分の1に相当する金額の合計額とする。 3 受水槽方式にて給水を行っており、受水槽の改造（容量変更）を行う場合は、増設工事の項及び受水槽の項に規定する金額の合計額とする。 4 受水槽の容量変更を行わず、子メーターのみを増やす場合は、子メーターの項に規定する金額のみとする。 5 分譲管工事の場合は、分譲管工事の項及び新設工事の項に規定する金額の合計額とする。 6 アパートやマンション等の新設工事を行う場合は、新設工事の項に規定する金額を水道メーターの数で乗じるものとする。		

5-2-3 誓約事項の記入例

誓約事項の記入例は、次のとおりとする。(押印不要な誓約書)

1. 水道メーター管理に対する誓約事項

私は、市から貸与された水道メータの善良な管理を怠り、破損または損失した場合には、小田原市上下水道局の定める損害額を賠償し、また、計量業務に支障が生じた場合には、自費をもって移設いたします。

令和 年 月 日

氏名

印不要

2. 給水装置維持管理に対する誓約事項 (旧・屋内配管に対する誓約事項)

配水支管分岐点から小田原市上下水道局の漏水修理区分までを除く、給水装置における漏水等不具合については、当方にて修理いたします。

令和 年 月 日

氏名

印不要

3. 給水装置に係る器具に対する誓約事項 (湯沸器・製氷機・ウォータークーラー)

湯沸器・製氷機・ウォータークーラーを設置いたしますが、減・断水等により故障及び水質に異常が生じても当方で対応します。

令和 年 月 日

氏名

印不要

4. 所有者不明に対する誓約事項

所有者不明管から分岐した後の一切の諸問題は、当方で責任をもって処理いたします。

令和 年 月 日

氏名

印不要

5. 受水槽 (タンク) 給水に対する誓約事項

受水槽以降の維持管理は責任をもって行い、特にボールタップについては十分注意を払います。

令和 年 月 日

氏名

印不要

6. 営業等、直結給水に対する誓約事項

減・断水等により営業に支障が生じても小田原市上下水道局に苦情は申しません。

令和 年 月 日

氏名

印不要

7. 機能水器具の設置に対する誓約事項

浄水器・活水器についての維持管理は、当方で責任をもって行い、水質の変化については一切小田原市上下水道局に苦情を申しません。

令和 年 月 日

氏名

印不要

8. 簡易増設工事に伴う誓約事項

小田原市 において、施工する簡易増設工事完了後の給水装置の不具合及び水の出不良等に関しては、一切小田原市上下水道局に苦情を申しません。

令和 年 月 日

氏名

印不要

※ 誓約書1～8は、台帳とは別に作成し、需要者の住所・氏名を記入し、押印不要で提出すること。

下記の誓約書については、平成 24 年 4 月の告知に基づき、別紙にて作成し、定型誓約書を提出すること。(押印が必要な誓約書)

9. 舗装に先行し給水管を取出す際（分譲管）に対する誓約事項

この度、下記地内において給水管を取出す工事（分譲管工事 ○箇所）を行います。将来計画の変更等で、当該工事にて施工した給水管が不要になった場合は撤去し、給水管に不具合や口径に変更が生じた場合には自費にて改修いたします。

なお、売買契約や譲渡等により所有者変更がある場合には、撤去も含め維持管理の責務について第三者に継承することを誓約いたします。

10. 給水栓を1栓設ける給水装置工事（工事中臨時栓等）に対する誓約事項

この度、小田原市 地内において工事中給水装置工事（給水栓を1栓設ける工事）を申し込みますが、建築計画が確定次第、必ず工事中着手前に小田原市指定給水装置工事事業者を通じて給水装置工事の申込みを行い、施行承認を受けます。

小田原市上下水道局の指示に従わない場合には、小田原市給水条例に基づき給水を停止されても異議申し立てをいたしません。

また、当該給水装置工事について売買契約等により所有者変更がある場合にも、上記誓約の全てを継承します。

11. 水の出不良に対する誓約事項

小田原市 において施工する給水装置工事につきまして、水の出不良については、一切、小田原市上下水道局に対し苦情は申しません。

また、水の出が不良のときは、自費を持って給水装置 及び 引込管を改良いたします。

12. 消火用施設を設置する工事に対する誓約事項

小田原市 に設置する消火用施設の維持管理は責任を持って行ないます。

なお、小田原市上下水道局の断水・減水等により消火用施設の故障及び水量不足等が生じた際も市上下水道局に対し、一切苦情などは申しません。

5-3 図面作成

設計図面の作成方法は、次のとおりとする。

5-3-1 図面作成

平面図、立面図、位置図は、統一された線、文字、記号により表現し、誰が見ても容易に給水装置の実態を知ることができるものであること。

1. 作図

CAD により作成すること。

2. 用紙

(1) 申込書（給水装置工事施工承認願）は指定用紙（B 4 版）を使用すること。

(2) 指定の用紙は、斤量：110～180 kg 程度の上質紙を使用すること。

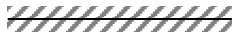
(3) B 4 版に収まらない場合は、別のサイズ（A 3 版）でも構わない。

3. 縮尺

適当な縮尺（縦横比は、同率で拡大・縮小）で要領よく見やすく書くこと。

4. 線及び文字

文字及び記号は、正確、明瞭、丁寧を図面に適した大きさに統一して、A4 用紙へ縮小した場合でも読めるサイズで、体裁よく配列すること。また、線については次のとおり書き表すこと。

名称	色別	太さ	凡例
新設給・配水支管	赤	実線 0.3～0.5mm	
既設給水管	赤	点線 0.1～0.2mm	
撤去給水管	黒	実線 0.1mm 実線の上にハッチをつける	
既設配水支管	赤	一点鎖線 0.1～0.2mm	
新設井戸配管	青	実線 0.3～0.5mm	
既設井戸配管	青	点線 0.1～0.2mm	
スプリンクラー配管	緑	実線 0.3～0.5mm	

5. 管種

管種の記号は次のとおりとする。

表 5-3-1 管種記号

管 種	記号
水道用合金鉛管	L.P
水道用脱酸銅管	C.P
水道用亜鉛メッキ鋼管	G.P
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	V.L.G.P
水道用タールエポキシ樹脂ライニング鋼管	T.L.G.P
水道用鋳鉄管	C.I.P
水道用メカニカル形ダクタイル鋳鉄管	M.D.I.P
水道用メカニカル形ダクタイル鋳鉄管(SⅡ形)	MDIP(SⅡ)
水道用メカニカル形ダクタイル鋳鉄管(S形)	MDIP(S)
水道用タイトン形ダクタイル鋳鉄管	T.D.I.P
耐震継手ダグタイル鋳鉄管(NS形)	HRDIP(NS)
耐震継手ダグタイル鋳鉄管(GX形)	HRDIP(GX)
ダグタイル鋳鉄(仕切弁)	FCD
水道用塗覆装鋼管	SP
水道用硬質塩化ビニル管	V.P
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	H.I.V.P
水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管	P.L.G.P
水道用ステンレス鋼鋼管	S.S.P
水道用硬質ポリエチレン管	P.P
水道配水用・給水用ポリエチレン管	H.P.P.E
水道用架橋ポリエチレン管	X.P.E.P
水道用ポリブデン管	P.B.P

6. 給水装置記号

記号は次のとおりとする。

(1) 弁・栓類・その他

図 5-3-1 弁栓類等の記号

名称	仕切弁 (フランジ有)	仕切弁 (フランジ無)	スルースパ ルブ等	止水栓	副止水 栓	逆止弁 (単式)	逆止弁 (複式)
図示記号							

名称	メータ	空気弁	消火栓	
			地上式	地下式
図示記号				

(2) 給水栓類

図 5-3-2 給水栓類の記号

区分	平面図						
名称	一般器具						
図示記号							

区分	立体図						
名称	胴長水栓	自在水栓	ホースカラン	立水栓	シャワーヘッド	ボールタップ	給水装置に係る器具
図示記号							

※給水装置に係る器具については、品名を明記すること。

(3) タンク類その他

図 5-3-3 タンク類の記号

名称	受水タンク	高置タンク	ポンプ	大便器	小便器	手洗器	洗面器	ロータンク ハイタンク	風呂場
図示記号									

名称	給水管	立体 交差管	直管	短管1号	短管2号	二受 T字管	フランジ付 T字管	受サン 片落管	サン受 片落管
図示記号									

(4) 一般表示

図 5-3-4 一般表示の記号

名称	神社	仏閣	教会	学校	病院	郵便局	警察署	消防署	高塔
図示記号									

名称	通路	河川及び橋	開堀	築堤
図示記号				

名称	一般生垣	ブロック又は石垣	門扉	鉄道線路
図示記号				

7 寸法

- (1) 口径の単位はミリメートル (mm)、延長の単位はメートル (m) とすること。
- (2) 延長は、小数点以下 1 位まで記載すること。
- (3) 簡易な時は、引き出し線を用いず、見やすい位置に記入し、複雑な時は、引き出し線を用いて細部を明記する。

8 平面図

- (1) 給水装置の設置状況がわかるように次の事項を記入すること。
 - (ア) 公・私道の別 (公道の場合は路線名、私道の場合は所有者名)
 - (イ) 道路幅員
 - (ウ) 舗装種別
 - (エ) 歩車道の区別
 - (オ) 公有地と私有地の境界線
 - (カ) 隣接家屋及び同一敷地内に他のメーターが存在する場合の水栓番号
 - (キ) 水道メーター、止水栓の位置
 - (ク) 既設管 (配水支管・給水管) の占用位置
 - (ケ) 既設管 (配水支管・給水管) の管種、口径、工事番号 (配水支管・分譲管)、施工年度
 - (コ) 当該家屋の間取、名称
 - (サ) 布設位置
 - (シ) 隣接家屋との境界
- (2) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を別に書くこと。
- (3) 配水支管からの給水装置の取出し位置のオフセット及び止水栓のオフセットは、完了時に記入すること。
- (4) 一般住宅の新設管は、管種、口径、寸法を平面図に記入すること。
- (5) 一般住宅以外の新設管は、管種、口径、寸法を立体図に詳細を記入すること。
- (6) 一般的な器具名は、番号により表示すること。
- (7) 上が北を標準とし、方位を記入すること。

9 立体図

- (1) 立体図は、縮尺に関係なく給水装置の全体がわかるように、配水支管に対しておおむね 45 度の傾斜角度で書くこと。
- (2) 立体図は、管種、口径、延長、記号、名称等をできるだけ詳細に記入すること。
- (3) 局部的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を書くこと。

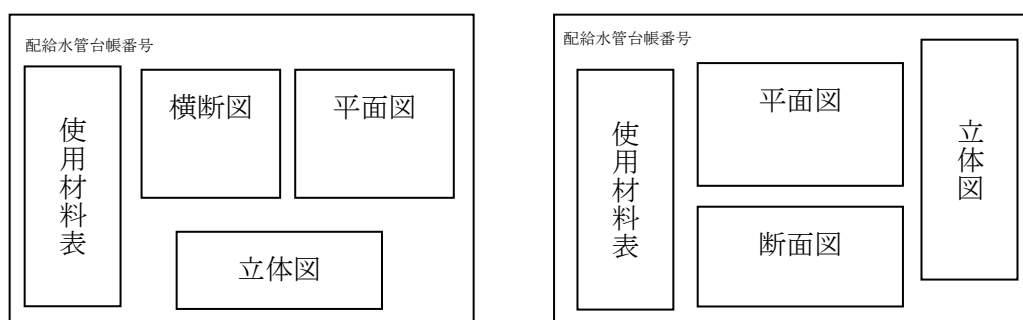
10 横断図

- (1) 新規に給水管の取出し工事を行う場合、必ず記入すること。
- (2) 既設配水支管の管種、口径、埋設位置、埋設深さ等を記入すること。
- (3) 新設給水管の管種、口径、埋設深さ等を記入すること。
- (4) 既設の側溝、水路や他事業埋設管の状況及び道路の舗装構成を標示すること。

1 1 配置

(1) 次図のように配置すること。

図 5-3-5 図面レイアウト



(注) 竣工にて変更がある場合の図面は、当初図面の上に別紙添付すること。

1 2 申込書図面の簡略化の場合の作成方法

(1) 平面図について

ア) 尺度は、適当な縮尺にて図示すること。なお、必ず縮尺度を図面上に記入すること。

(ノンスケールでも可能)

イ) 敷地を明確に図示すること。

ウ) 間取りを明確に図示すること。

エ) 給水管は、平面標示にて記入すること。

オ) 立上り管の記入標示は、次のとおりとする。



カ) 立下り管の記入標示は、次のとおりとする。



キ) 器具標示は、番号にて記入する。

番号	品 名	番号	品 名	番号	品 名
①	胴長水栓	②	自在水栓	③	散水栓
④	万能ホーム水栓	⑤	湯水混合水栓	⑥	ハンドシャワー付水栓
⑦	大便器(ハイタンク)	⑧	大便器(ロータンク)	⑨	小便器水栓
⑩	衛生水栓	⑪	瞬間湯沸器	⑫	貯湯湯沸器
⑬	分岐水栓	⑭	立水栓・ アングル型止水栓	⑮	ボールタップ
⑯	上り湯用瞬間湯 沸し付風呂がま	⑰	製氷機・ 浄水器・食洗器	⑱	自動販売機類
⑲	バルブ類	⑳	減圧弁	㉑	ウォータークーラー
㉒	太陽集熱器	㉓	安全弁	㉔	ドレーンバルブ

例 ①：胴長水栓

ク) 外柵の状況を標示のこと。特に門・入口等を記入する。

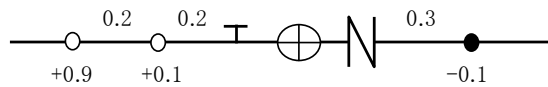
ケ) 管種・管径を明記すること。

コ) 給水取出管の管種、口径、施工年度を明記すること。

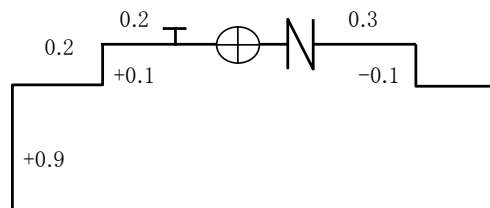
サ) 平面寸法等を明記すること。

シ) 水道メーター廻り記入例

(平面)



(立面)



給水装置工事施行承認願 (区分 新設・改造・増設)

給水装置工事施行承認願（裏面）

137

図表3-3-14 (2) 給水装置承認願 (共同住宅の記入例)

使用材料表

75-1-10 (5-4)

番号	品名	口径	単位	数量	
				設計	精算
	ステンレス給水管	13	m	6.0	
	ボール截止水栓	13	個	6	
	逆止弁S型	13	個	6	
	量水器用I型	13	個	12	
	同上継手類	13	式	1	
	サドル分水栓	250×40	個	1	
	縦用スリース7	40	個	1	
	VLGP	40	m	18.2	
	SSP	25	m	7.5	
	SSP	13	m	6.0	
	HIVP	13	m	105.9	
	VD継手	40	式	1	
	SSP継手	25	式	1	
	SSP継手	13	式	1	
	HIVP継手	13	式	1	
④	万能ボム水栓	13	個	6	
⑤	組合栓	13	個	6	
⑥	シャワー	13	個	6	
⑧	大便器	13	個	6	
⑪	給湯器	13	個	6	

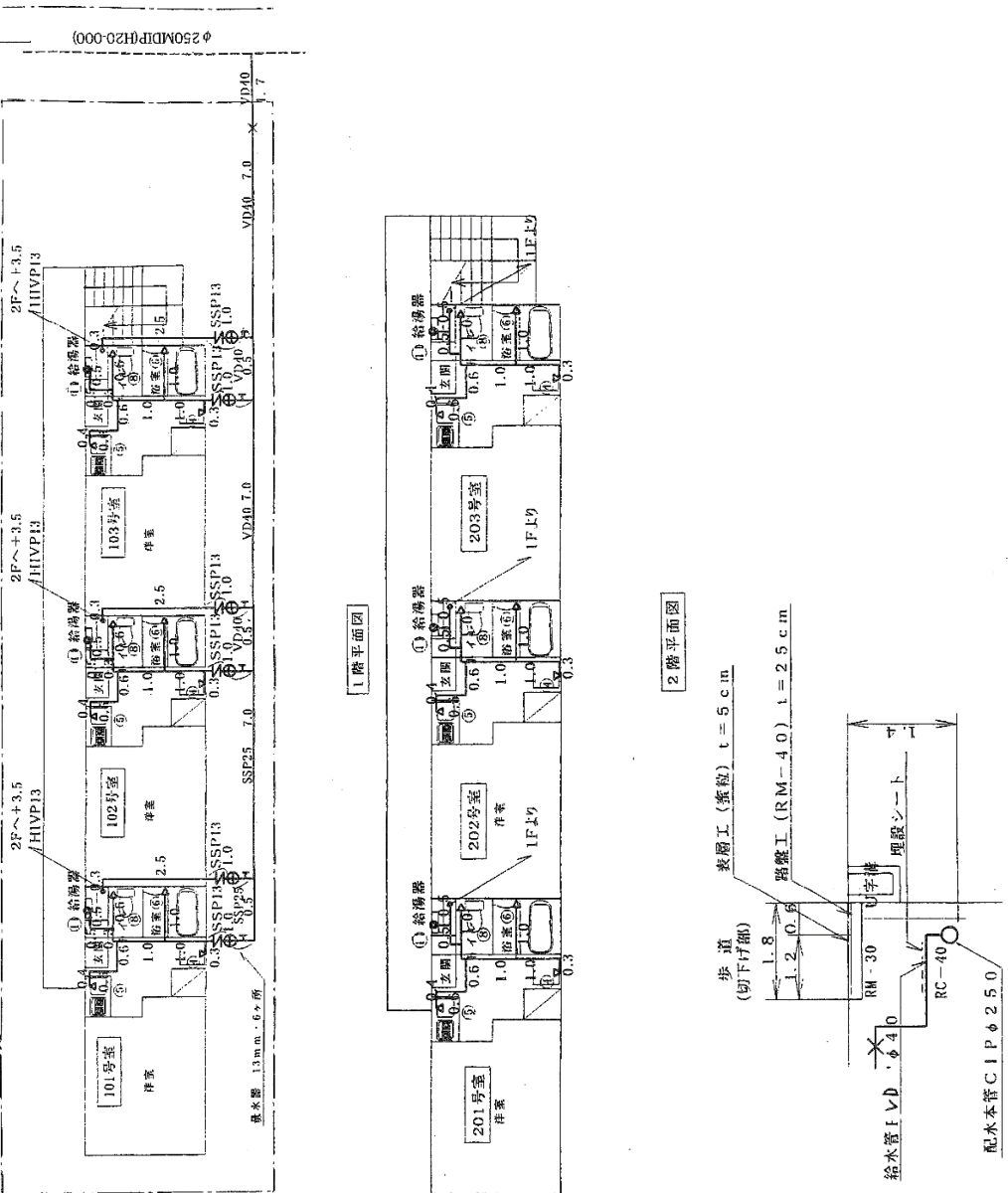
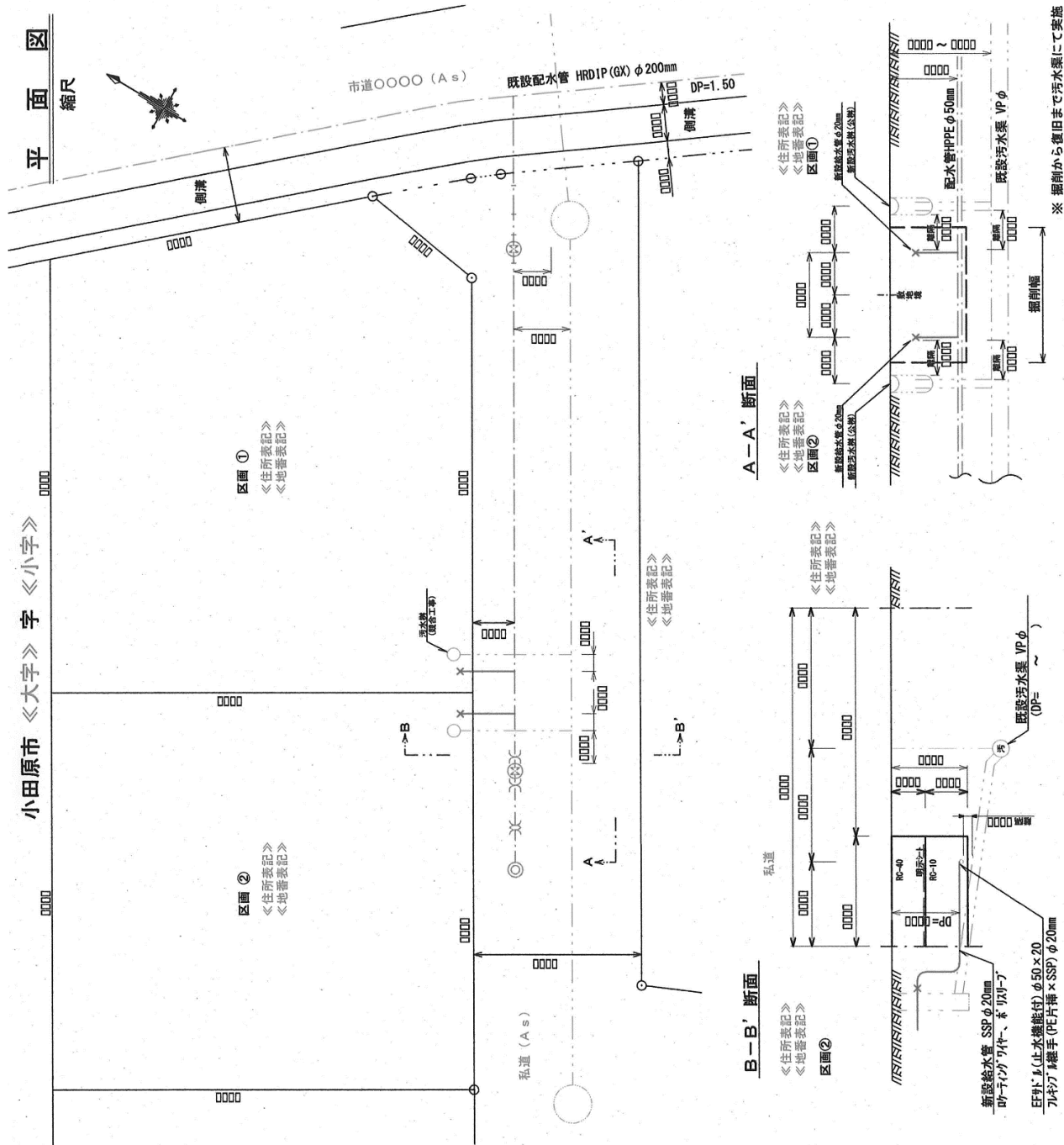


図 5-3-5 給水装置工事施行承認願（分譲管の記入例）

使用材料表

[illegible]

5－3－2 受水槽以下の図面

- 1 使用材料及び構造等がわかるように図面（配管図）を提出すること。（別紙でも可能）
- 2 受水槽以下の給水設備は、別紙に記入するものとし、赤の実線で記入すること。申込書の図面には、直結部のみを記入すること。
- 3 各階の戸数の状況が、把握できる図面の提出をすること。

〔解 説〕

1 について

図面（配管図）の提出

- （１）受水槽以下の給水設備は、水道法に規定する給水装置ではないが、水道法第 14 条（供給規程）の 2 項第 5 号に、受水槽水道について、各水道事業者が該当受水槽水道の設置者の責任に関する事項が定められたため、飲料用の施設の総体として把握しておく必要があるためである。
- （２）提出する図面は次のとおりとする。

平面図、給水管配管図、給水系統図、水道メーター周りの詳細図（PS 内詳細図）、水道メーター取付部開口断面図、各室番号図、受水槽及び高架水槽詳細図、受水槽周りの外柵（フェンス）図。

ハヨシマ書院

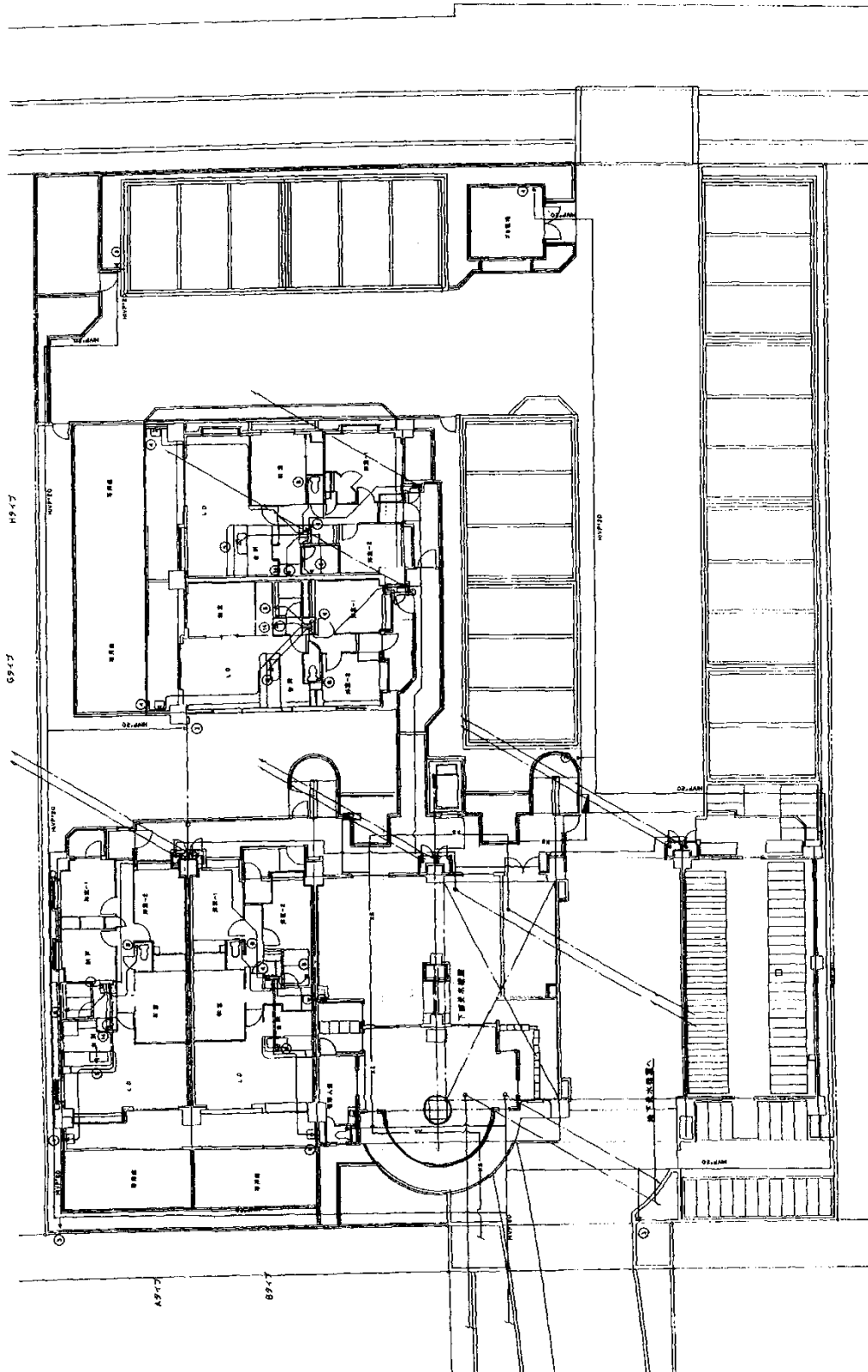


図 5-3-13 平面図 (1 階)

1. 800 電話番 ー ー ー ー
 1. 800 0011111111111111
 9. 800 0111111111111111
 9. 800 0111111111111111
 9. 800 0111111111111111
 9. 800 0111111111111111

ハルシハノミヤ

1. 割平面法 $S = 1/100$



5-4 提出書類

1. 提出書類

下記のとおり、申請する内容により、添付書類を提出すること。

(1) 一般住宅等に水道メーターを新設する工事（給水装置工事施行承認願 B4 版）

提出書類	提出数	備 考
① 給水装置工事施行承認願	1	
② 建築確認済証の写し	1	鑑、第1面、第2面（写し可）
③ 固定資産評価証明書	1	②が無い申請の場合
④ 全部事項証明書等（通称：登記簿謄本）	1	②が無い申請の場合
⑤ 住民票	1	水道加入金の減額を受ける場合
⑥ 道路占用許可申請書 （配水支管から分岐が有る場合）	3	国・県道、河川法は別書式
⑦ 水道利用加入金減額・免除申請書	1	水道加入金の免除がある場合
⑧ 給水装置所有者名義・住所変更届	1	需要者の名義人が変わる場合
⑨ 給水装置種別用途変更届	1	使用用途が変わる場合

〔解 説〕

③・④について

分譲管申請の時は、いずれかを提出すること。

⑤について

新設する水道メーターの口径がφ20mm以下で、工事申込みの日から3年前より当該申込みの日まで引き続き小田原市に住所を有する（住民票上で確認が出来る場合）個人が自己の居住の用に供する住宅で水道利用加入金の減額を受けるときに提出すること。

⑥について

給水装置工事を施行するにあたり、小田原市管理の道路・水路を占用掘削または掘削、または占用する時、道路及び水路管理者に提出する書式（道路占用許可申請書は、道水路管理者指定の様式を用いること。ほかに、位置図、平面図、横断面図、構造図、現況写真、工程表、説明報告書、境界確定図（境界未確認箇所は法務局発行の公図写）を添付する。）を作成し、必ず、小田原市上下水道局の受付を得てから、道路及び水路管理者に提出すること。

なお、市道を縦断的に占用する時は、小田原市上下水道局より申請を行うこととする。

国道、県道については、各道路管理者と事前に協議し、占用・掘削方法及び、申請方法について指示を受け、書類・図面に反映すること。申請書は、小田原市上下水道局より代理申請を行うこととする。

⑦について

給水装置工事を申請する際、公益上その他特別な理由により、水道利用加入金の減額または免除を申請する時に、小田原市上下水道局へ提出する書式。（減免又は免除が無い場合は、不要）

⑧について

需要者の名義変更が生じる時に、小田原市上下水道局へ提出する書式。（名義変更が無い場合は、不要）

⑨について

既に使用している水道の使用用途を変更する場合、小田原市上下水道局へ提出する書式。（使用用途の変更が無い場合は、不要）

（２）開発等により分譲管を布設する工事

提出書類	提出数	備 考
① 開発許可書の写し	1	開発許可を得ている申請の場合
② 固定資産評価証明書	1	
③ 全部事項証明書等	1	
④ 道路占用許可申請書	3	国・県道、河川法は別書式
⑤ 土地使用承諾書	1	私道の場合
⑥ 全部事項証明書（登記簿謄本） 等	1	私道の場合
⑦ 公図写（法務局の３ヶ月以内に発行されたもの）	1	私道の場合
⑧ 既設給水管の統合承諾書	1	

※ 開発許可条件等により、配水支管を小田原市上下水道局へ譲渡する場合は、「配水管等自費工事施行承認書」に基づき必要書類を小田原市上下水道局へ提出すること。

〔解 説〕

②・③が必要な場合

開発行為以外の場合は、いずれかを提出すること。

④について

（１）一般住宅等に水道メーターを新設する工事の⑥と同じ。

（３）子メーターを設置する工事（（１）以外に提出する書類）

提出書類	提出数	備 考
① 子メーターによる計量等申請書	1	
② 子メーター設置工事申請及び施工申請書	1	
③ 誓約書	1	
④ 居住者の名簿表	1	部屋番号が分かるもの
⑤ 関係図書	1	

〔解 説〕

①が必要な場合

受水槽以下の給水装置所有者、または使用者の代表者が計量、及び料金算定を希望する場合に、子メーターを指定の位置に所有者等の負担で設置し、維持管理するという条件のもとに提出する書式。

⑤について

関係図書は、案内図、及び平面図、給水管配管図、給水系統図、水道メーターの周りの詳細図（PS内詳細図）、水道メーター取り付け部開口断面図、各室番号図、受水槽及び高置水槽図、受水槽周りの外柵（フェンス）図等を提出すること。

※ 書類はファイル綴じ、建物の名称と施工業者名を表紙と背表紙に記入すること。

（４）消防法に対応するスプリンクラーを設置する工事（共同住宅 11 階以上等）

提出書類	提出数	備 考
① 消防署の許可証	1	
② 消火用施設誓約書	1	
③ 設置する消火用施設の構造図	1	

〔解 説〕

給水系統と消火用施設系統を分ける。（配管・図面）

湿式・乾式ともドレーンをつける場合は飲料に用いない場所にする。

第6章 検査

6-1 手続き及び添付書類

- 1 指定業者は、当該給水装置工事の完了後、速やかに小田原市上下水道局へ給水装置工事検査申込書を提出し、検査を受けなければならない。
- 2 給水装置工事検査申込書は、必ず当該給水装置工事担当の主任技術者が提出すること。
- 3 添付書類は、竣工図面（精算図）と工事写真及びその他の必要書類を提出すること。
- 4 検査の結果に不備が有った場合、主任技術者は速やかにその箇所を是正し、再検査を受けなければならない。ただし、軽微な手直しは改善指示により処理することができる。
- 5 小田原市上下水道局は検査の結果、合格した時は、栓番プレートを玄関戸口に貼り、給水装置工事検査報告書を需要者に渡すこと。

[解 説]

2について

検査申込時に書類審査を行い、書類に問題が無い場合に、現地検査の予約を行う事ができる。

3について（工事写真）

①水道メーター内部が分かる写真

（水道メーターの蓋を開け、指針値が分かる状態で、流れる方向（→）が確認できる写真）

②メーター1次側の管種が分かる写真

③メーター2次側の水圧テストを実施している写真

④テストポンプが確実に設置されている状況写真

⑤民地内の埋設深さが分かる写真。

⑥道路占用掘削許可を得た申請については、各道路管理者へ提出した写真。

⑦受水槽を設置している申請は、受水槽管理簿及び受水槽の6面写真。

⑧サドル分水栓の穿孔前の水圧テスト（鋳鉄サドル・EF式サドル共に）の写真。

⑨給水管φ50mm以上の場合、給水管の水圧テスト（1時間水密テスト）の写真

⑩給水管をHPP管で実施した場合、給水管の水圧テスト（10分間水密テスト）の写真

※⑧のサドル分水栓の穿孔前の水圧テストと兼ねる事も可能。

6-2 完成検査申込時の申込書への必要事項の記載

指定業者は、次について申込書に記載して検査を申し込むこと。

- 1 着工日・完成日・精算日の年月日記入
- 2 精算金の記入

[解 説]

1 について

着工、完成、精算年月日を記入すること。

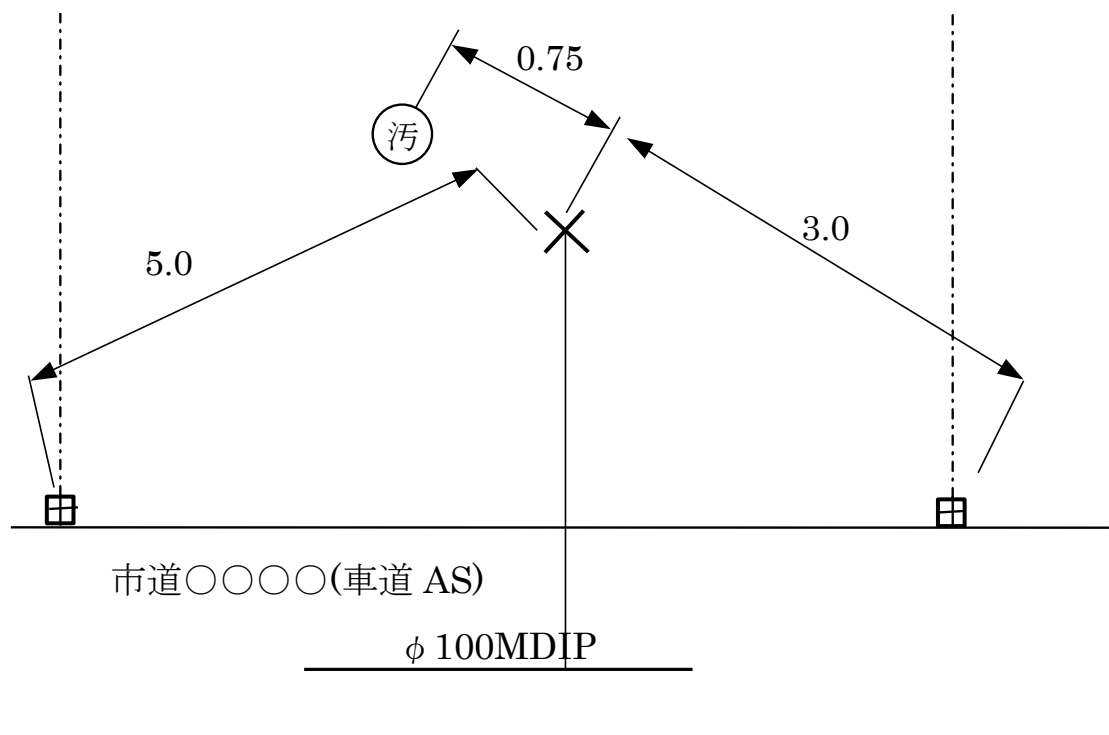
2 について

精算金の金額について、記入すること。

6-3 竣工図面（精算図）の作成

- 1 図面の変更が有った時は、「5-3-1 図面作成」により図面を作成すること。
- 2 材料表は、使用した材料、給水栓等の品名、口径、数量等の精算を行うこと。
- 3 止水栓のオフセット図は、図6-3-1のとおり作成すること。

図6-3-1 オフセット図



6-4 主任技術者の完成検査事項

- 1 主任技術者は、竣工図等の書類検査または現地検査により、給水装置が構造・材質基準に適合していることを確認すること。
- 2 給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験（残留塩素測定等）を行うこと。

6-5 小田原市上下水道局の検査

- 1 完成検査は、給水装置工事設計・施工指針及び設計、図面に基づき、主任技術者立会いの上、小田原市上下水道局が行う。
- 2 検査は、現場確認及び書類（写真）により行う。
- 3 検査内容
 - (1) 材料検査
材料検査合格印等を確認する。
 - (2) 設計図面との照合
給水管の管種、口径、延長、配管、水道メーターの位置及び口径等について、現場と照合し、相違している場合は、図面の訂正を指示する。
 - (3) 道路復旧の検査
路面の仮復旧、本復旧、側溝等の復旧状態を確認する。又、埋設深さ等が許可のとおりに行われているか確認する。
 - (4) 残留塩素の測定
新設された給水装置から採水し、残留塩素比色検査器で測定する。
測定値は、遊離で 0.1mg/l 以上とし、その数値に満たない場合は、通水してはならない。また、濁度及び臭気についても確認する。
 - (5) 破壊検査
構造及び材質に不備があると考えられる時は、破壊によりその確認を行う。その検査時に破壊した構造物等の復旧は、小田原市上下水道局では行わない。

[解説]

1 について

小田原市上下水道局が工事完成時に検査を行う内容は、表 6-6-1～表 6-6-2 のとおりである。

表 6-5-1 書類検査

検査項目	検査の内容
位置図	給水装置工事施行承認願と場所の相違が無いこと。
平面図 及び 立面図	- 方位・建物の位置・構造・道路種別・隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。 - 止水栓のオフセットが記入されていること。 - 平面図と立面図が整合していること。 - 隠蔽された配管部分が明記されていること。 - 各部の材料、口径及び延長が記入されており、 - 給水管及び給水器具は、性能基準適合品が使用されていること。 - 構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。（水の汚染・破壊・侵食・逆流・凍結防止等の対策の明記）

表 6-5-2 現地検査

検査種別及び検査項目		検査の内容
屋外の 検査	1. 止水栓オフセット	正確に測定されていること。
	2. 水道メーター、メーター用止水栓	- 水道メーターは、逆付け、片寄りがなく、水平に取り付けられていること。 - 検針、取り換えに支障がないこと。 - 止水栓の操作に支障がないこと。 - 止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。
	3. 埋設深さ	所定の深さが確保されていること。
	4. 給水管布設位置	竣工図面と整合すること。
	5. 筐・ます類	傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。
	6. 止水栓	ハンドルの位置が表筐の中心にあること。
配管	1. 配管	- 配管延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。 - 配管の口径、径路、構造等が適切であること。 - 水の汚染、破壊、侵食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。 - 逆流防止のための給水器具の設置吐出口空間の確保等がなされていること。 - クロスコネクションがないこと。
	2. 接合	適切な接合が行われていること。
	3. 管種	性能基準適合品が使用されていること。
給水 用具	1. 給水用具	性能基準適合品が使用されていること。
	2. 接合	適切な接合が行われていること。
受水槽	1. 吐出空間の測定	吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。
通水確認		通水した後、各給水用具からそれぞれ放水し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。
耐圧試験		一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。
水質の確認		残留塩素の確認を行うこと。

2について

耐圧試験は、次のような手順により行い、試験水圧は原則として 1.75MPa とすること。

(1) 耐圧試験の手順（止水栓より下流側）

- ①メーター接続用ソケットまたはフランジにテストポンプを連結する。
- ②給水栓等を閉めて、給水装置内及びテストポンプの水槽内に充水する。
- ③充水しながら、給水栓等をわずかに開けて給水装置内の空気を抜く。
- ④空気が完全に抜けたら、給水栓等を閉める。
- ⑤加圧を行い水圧が 1.75MPa に達したら、テストポンプのバルブを閉めて 1 分間以上その状態を保持し、水圧の低下の有無を確認する。
- ⑥試験終了後は、適宜、給水栓を開いて圧力を下げてからテストポンプを取り外す。なお、止水栓より上流側についても、同様な手順で耐圧試験を行う。

3について

水質については、表 6－5－3 の確認を行うこと。

表 6－5－3 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素（遊離）	0.1mg/ℓ以上
臭気	異常でないこと
味	〃
色	〃
濁り	〃

6－6 写真管理

給水管を布設する場合は、着工前・完成・施工状況及び近接する埋設管や構造物が確認できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次によること。

- 1 撮影は工事用黒板等を使用し、指定業者名・工事名（需要者名等）・撮影年月日・工事場所（住居表示）・路線名・工種等を記入すること。
- 2 標尺（スタッフ）またはリボンテープ等を使用し、土被り、掘削幅、他の占用物との離隔及び復旧幅が判読できるよう撮影すること。
- 3 撮影基準については、道路や水路の各管理者が定める写真管理に係る基準 及び 出来形管理基準と照合できる形で撮影を行わなければならない。
- 4 指定業者は、工事完成検査時に写真を提出するとともに 3 年間保管し、小田原市上下水道局の請求があった場合は提出しなければならない。

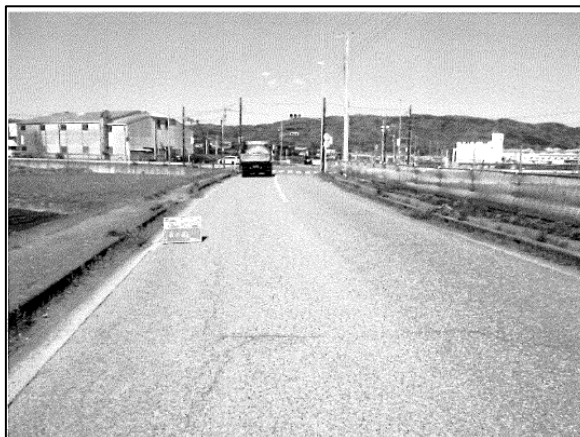
参 考（撮影例）

【共通編】

①使用材料



②着手前



③舗装版切断



切断時の濁水処理状況も含めて撮影する。

④掘削後



山留工を行う時は、状況も含めて撮影する。
掘削幅・深さが分かるようにすること。

⑤水圧試験(分岐部)



水圧ゲージ値が判読できるよう撮影する。

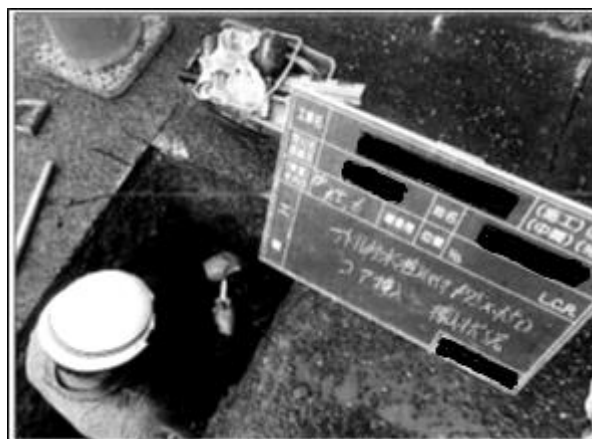
⑥穿孔状況



⑦放水状況



⑧コア挿入状況



※コア挿入前・施工中・挿入後も撮影する。

⑨給水管布設状況



給水管の土被りや布設状況（分水栓～第1止水栓）が分かるように撮影する。
※フレキシブル継手・ロケーター・ポリスリーブの布設状況が確認できるように撮影する。

⑩給水管布設状況（離隔検収）



他の占用管が有る場合は、必ず離隔寸法を撮影する。
※やむを得ず管防護を行った時は、ゴムシート巻付け状況を撮影する。

⑪水圧試験（分岐～宅地内）



水圧ゲージ値が判読できるよう撮影する。

⑫埋戻工



各層毎に深さが分かるように撮影する。

⑬埋戻工



⑭完 成



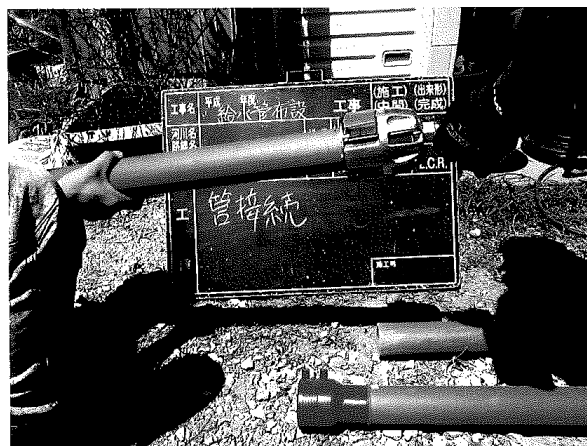
復旧延長、幅が分かるよう撮影をする。

【HPPE 管の接合状況の撮影について】

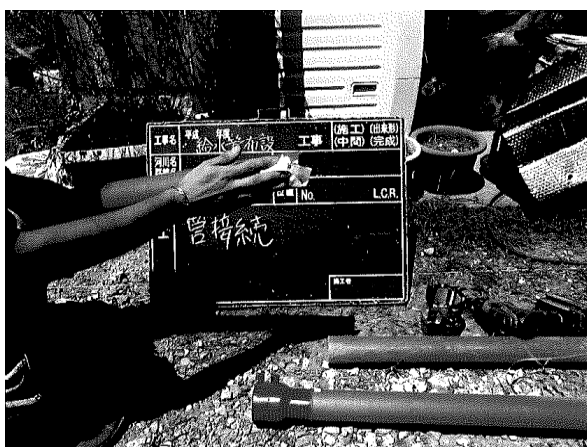
① マーキング撮影



②スクレイプ状況撮影



③ 管清掃状況撮影



④バーコード読取り状況撮影



⑤ 融着状況撮影



⑥インジケーターの隆起状況撮影



【EFサドル及びHPPPE給水管（25mm以下）の水圧試験の撮影について】

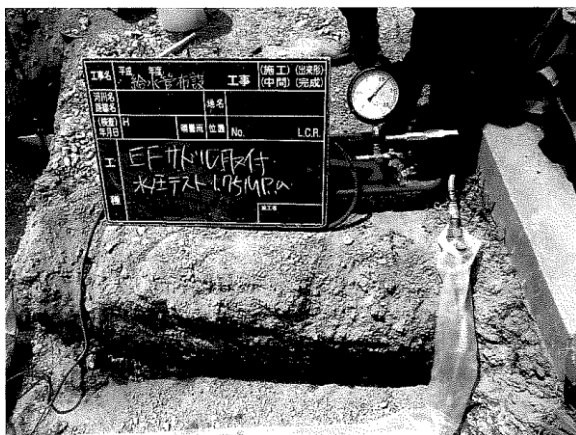
このEFサドル接合時の水圧試験は、必ず使用している材料の製造メーカーから指定されている冷却時間及び加圧試験が可能となる時間を経過した後に、この試験を行うこと。

下記の写真例は、EFサドル部分のみの撮影例であるが、給水管口径が $\phi 20 \sim 25$ mmの場合は、HPPPE管の融着が完全であるか確認のため、改良止水栓から同様の水圧試験を行うこと。

（EFサドル穿孔前に、同時に実施でも構わない。）

※ 口径50mm以上は、別記の水圧試験（耐圧1時間試験）を実施すること。

① 水圧試験（1回目）の撮影（水圧試験開始）



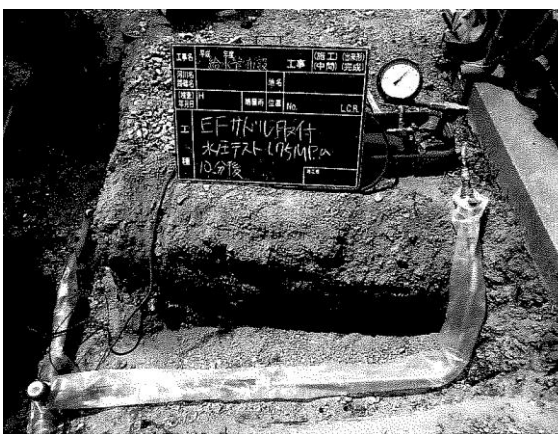
②水圧試験（2回目）の撮影（開始2分後）



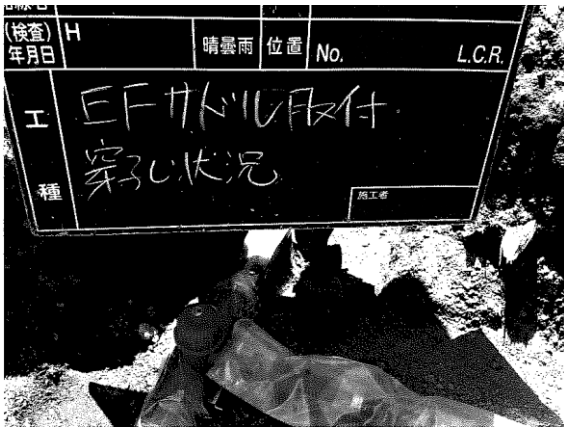
③ 水圧試験（3回目）の撮影（開始4分後）



④水圧試験（4回目）の撮影（開始10分後）



⑤止水プラグ挿入後の撮影



⑥チェックシートの提出

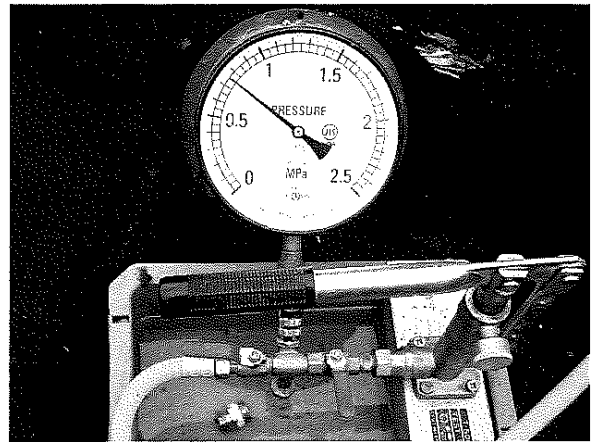
EFソケット 接合チェックシート

EF 接合チェックシート												
工事名:												
呼び径: mm		施工場所:										
発電機の機種名:						コントローラの機種名:						
正常作動確認: 正常 (100V~110V) 異常						正常作動確認: 正常 (ステータス表示なし) 異常						
確認ポイント												
継手 No.												
略図												
天候												
融着	管の点検・清掃											
	切削長さのマーキング											
	融着面の切削											
	融着面の清掃											
	挿入線線の記入											
	管と継手の挿入・固定											
検査	正常終了の確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	インジケータの確認											
冷却	冷却時間(分)											
	固定の解除時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
接合総合判定		合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考:												
施工年月日		施工会社名				現場代理人氏名				施工者氏名		
年 月 日												

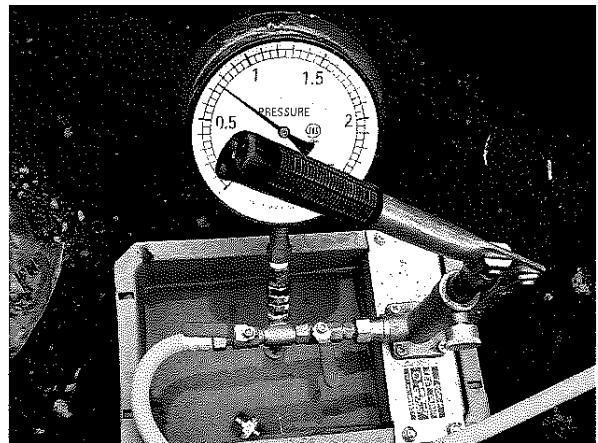
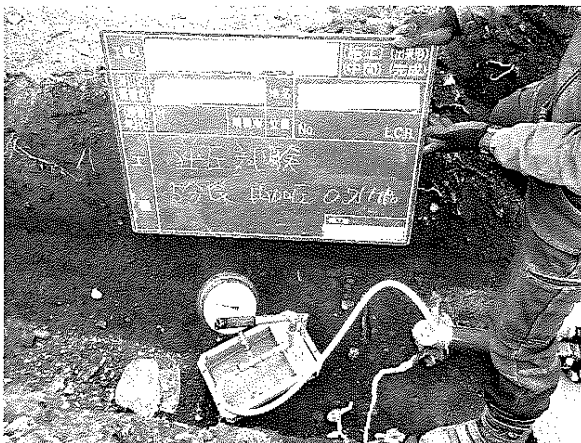
【H P P E 管（50mm以上）の水圧試験の撮影について】

φ50mm以上のH P P E管を布設した時に、必ず行う水圧試験であり、管の譲渡に関わらず、必ず行い検査を実施し、撮影を行うこと。

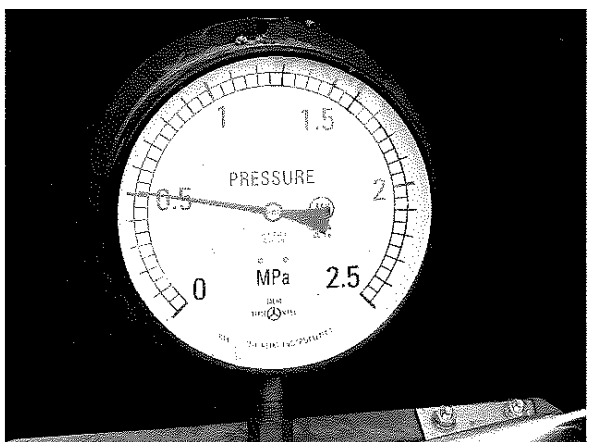
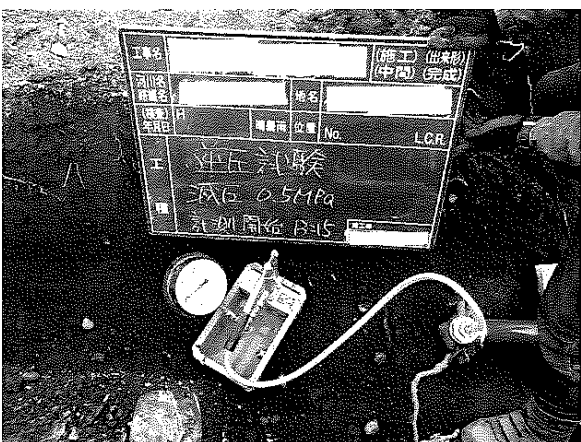
- ① 水圧試験（1回目）の撮影（当初）（時計等を写真に入れ、施工時刻が分かるようにすること）



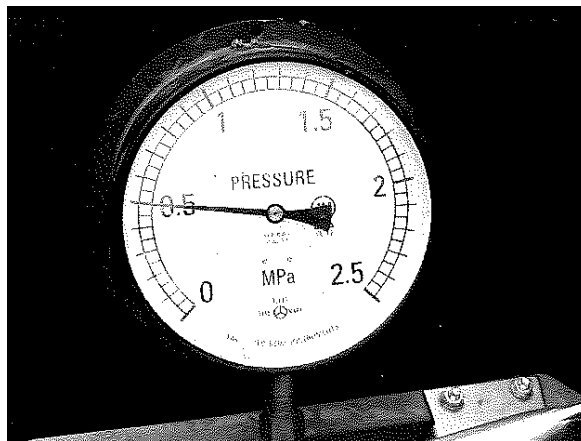
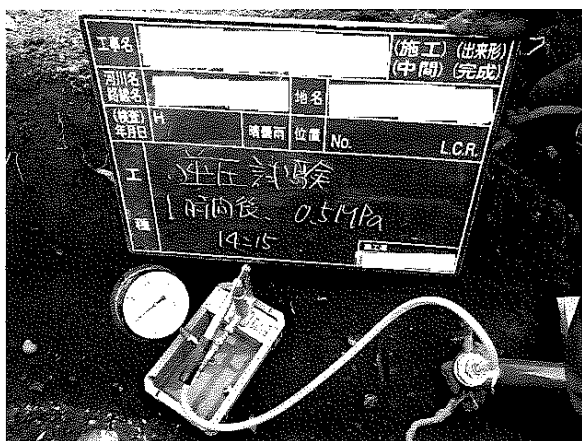
- ② 水圧試験（2回目）の撮影（5分後）



- ③ 水圧試験（2回目）の撮影（5分後） 0.75Mpa から 0.50Mpa に降圧



④ 水圧試験（3回目）の撮影（60分後）



※この時点で0.4MPa以上の水圧があれば合格とする。

⑤ EF 接合チェックシートの提出

EFソケット 接合チェックシート

EF 接合チェックシート												
工事名:												
呼び径: mm		施工場所:										
発電機の機種名:						コントローラの機種名:						
正常作動確認: 正常 (100V~110V) 異常						正常作動確認: 正常 (5A表示なし) 異常						
確認ポイント												
継手 No.												
略図												
融着	天候											
	管の点検・清掃											
	切削長さのマーキング											
	融着面の切削											
	融着面の清掃											
	挿入標線の記入											
検査	管と継手の挿入・固定											
	正常終了の確認	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異	正・異
	通電終了時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
冷却	インジケータの確認											
	冷却時間(分)											
	固定の解除時刻	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
接合適合判定		合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否	合・否
備考:												
施工年月日		施工会社名			現場代理人氏名			施工者氏名				
年 月 日												

※管種がH P P E管の場合は、この接合チェックシートの提出が工事検査時に提出すること。

第7章 受水槽以下の給水設備

受水槽以下の給水設備は、水道法で定める給水装置ではないが、水道事業体に指導等の義務が定められていることから、飲料水の安全を確保するための指針を定めるものとする。

また、受水槽以下の給水設備等の設計、施工及び管理にあたっては指針のほか、建築基準法、水道法等の関係法令を遵守すること。

7-1 受水槽以下の給水方法

給水方式は、「表 7-1-1 給水方式」のとおりである。いずれの方法をとるかは、使用水量、時間的変化及び立地条件等を考慮して決定すること。

表 7-1-1 給水方式

種 類	概 要 説 明
高置水槽式	受水槽から揚水ポンプにより高置水槽にくみ上げ、自然流下で給水する方式
圧力水槽式	受水槽からポンプにより圧力水槽に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式
ポンプ直送式	受水槽からポンプにより圧送して給水する方式
蓄圧式給水タンク式	蓄圧式給水タンクを建物屋上に設置し、給水ポンプと給水管で結び、揚水管が不要な方式

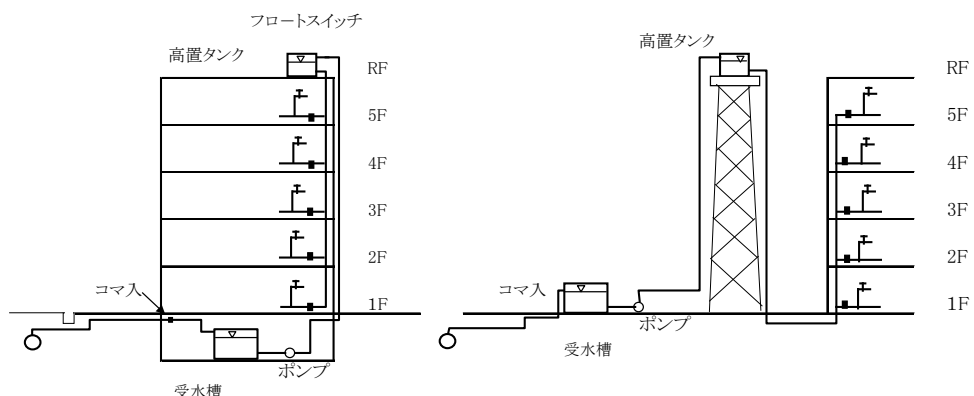
〔解 説〕

給水の4方式は、次のとおりである。

(1) 高置水槽式

給・配水支管より受水槽に受水した後、高所に設置された高置水槽へポンプで揚水し、高置水槽から自然流下で給水する一般的な方式をいう。

図 7-1-1 高置水槽式

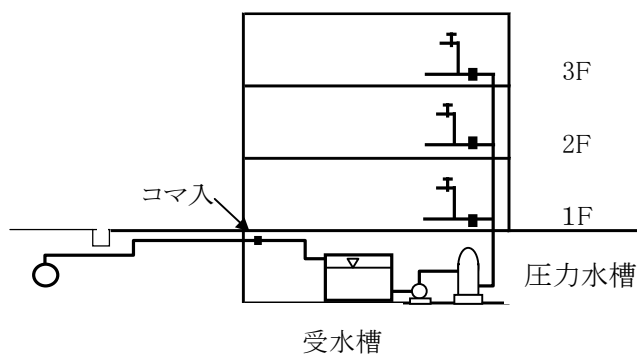


(2) 圧力水槽式

受水槽から給水ポンプにより圧力水槽（密閉鋼製）に圧入し、水槽内に生じる空気圧により給水する方式をいい、圧力水槽内の空気を補給する方法に、手動式と自動式の２種類に分類される。

この方法は、比較的小規模な建物で、場所的に高置水槽を設置できないビル、地下駐車場地下街などに用いられる。

図 7-1-2 圧力水槽式



(3) ポンプ直送式

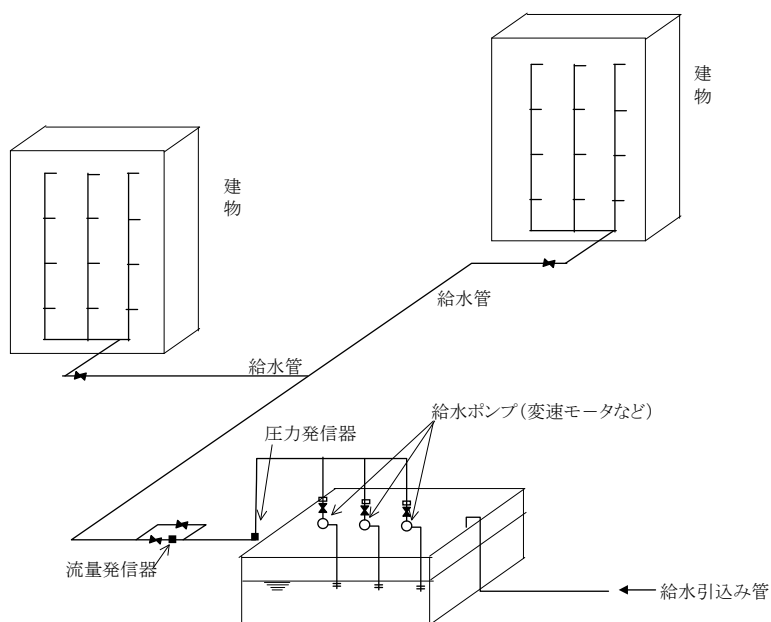
受水槽を起点として給水ポンプにより直接必要箇所へ加圧給水する方式と、定速モータによって給水ポンプを運転する変速方式がある。

いずれの方法も吐出管の圧力、または使用負荷給水量の変化に応じて、給水量の制御ができる。この方式は重量物の設置を好まない高層建築物、大規模な住宅団地などに用いられる。

ここで定速モータとは、常時モータが回りポンプが作動している状態で、数台合わせて使用し、給水量により稼働台数が決まる。

変速モータとは、給水ポンプと可変速電動機、あるいは変速装置を合わせて吐出管の圧力または使用に合わせて電動機の回転数を変速させ、給水量を制御する。

図 7-1-3 ポンプ直送式

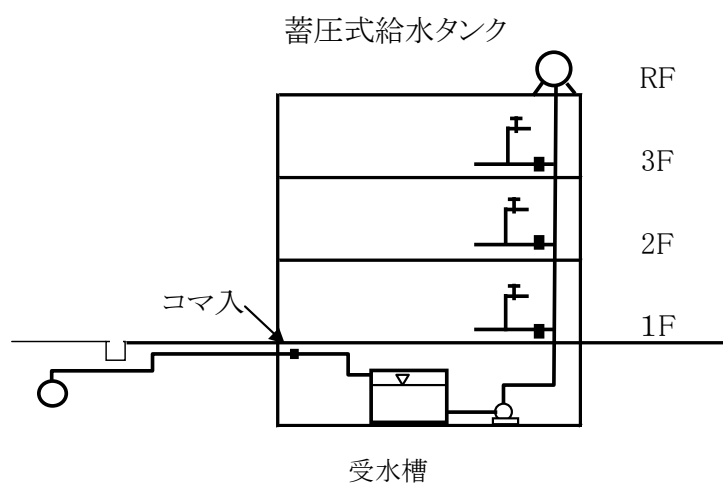


(4) 蓄圧式給水タンク式

蓄圧式給水タンクは、鋼板製容器の内部にブチルゴム製のプラダー（袋）を設け、そのプラダーにより空気と水室とを分離することで、プラダー内部を水室とし、容器内部とプラダー外面管が空気室となっている。給水ポンプが運転すると、加圧された水がプラダー内に収容され、このとき空気室の空気も圧縮（加圧）される構造のタンクをいう。

主として高置水槽及び架台のかわりに建物屋上に設置され、給水ポンプと給水管で結ばれる。一般の高置水槽は揚水管が必要であるが、従来の圧力水槽式と同じに揚水管は不要である。

図 7-1-4 蓄圧式給水タンク式



7-2 受水槽

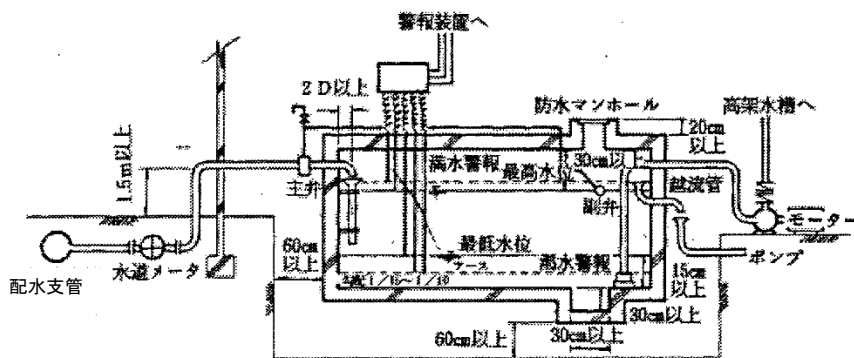
7-2-1 設置位置

受水槽は、地上の2階以下または地階に設置すること。

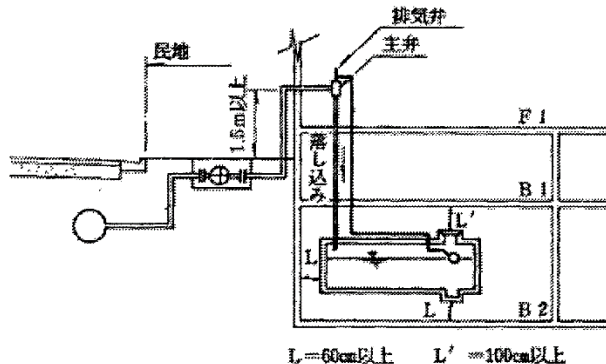
[解 説]

- (1) 受水槽の設置位置は、原則として2階までの高さとし、受水槽への流入の際に必要な水压が得られるように設置場所、及び高さを限定するものである。
 - (2) 受水槽は明るく、換気がよく、管理の容易な場所に設置し、し尿浄化槽、汚水ます等の汚染源に近接しない場所に設けること。
 - (3) 受水槽を地下に設ける場合、その位置が配水支管よりかなり低い時は、給水管を一度地上に立ち上げて空気弁または副受水槽設備の必要性を検討すること。
- ただし、口径 $\phi 40\text{mm}$ 以上の給水管については必ず空気弁または副受水槽を設置すること。

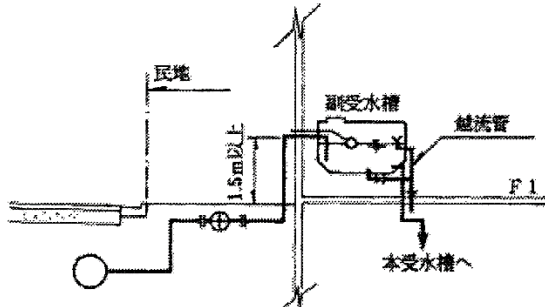
図 7-2-1 受水槽標準図



・ボールタップにより副受水槽不用の場合



・副受水槽から本受水槽給水の場合



7-2-2 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は、「2-7-2 受水槽容量の決定」によること。

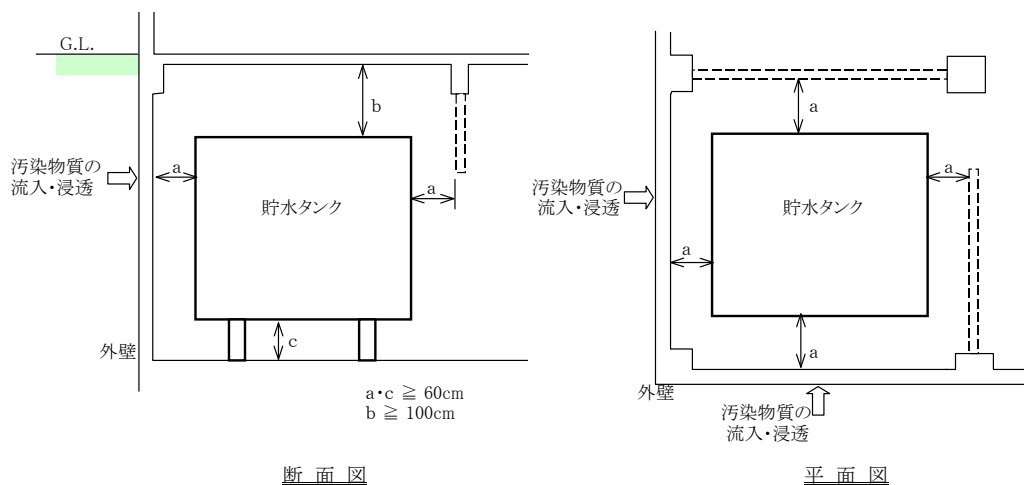
7-2-3 構造

受水槽の構造は、鉄筋コンクリート製、鋼板製または合成樹脂製等の堅固な材質のものをを用い、水質の保全上、漏水及び汚染しないような水密な構造とし、次の事項に留意したものでなければならない。

〔解 説〕

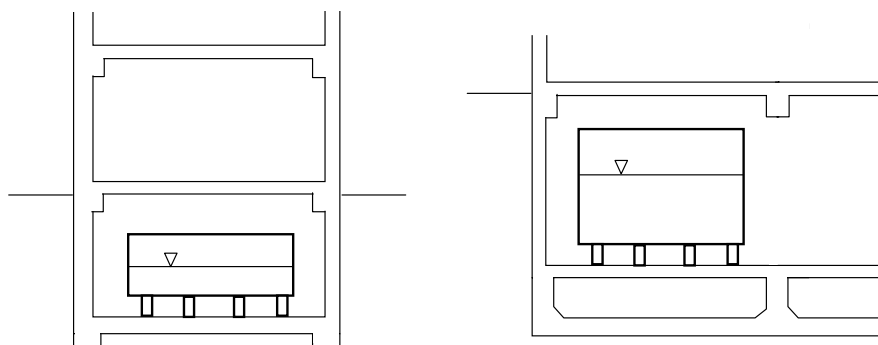
- (1) 受水槽の材質及び防水防食塗料によって、水質に影響のないものを使用すること。
- (2) マンホール及び換気孔などからは、雨水、汚水、塵埃及び小動物などが入らないようにすること。
- (3) 外部から受水槽の天井、底及び周壁の保守点検を容易に行うことができるようにするため、タンクの周囲は少なくとも 60cm 以上の空間を保つこと。

図 7-2-2 受水槽の設置位置の一例



- (4) 受水槽の外部から衛生上有害な物質の流入、浸透の危険を排除するため、受水槽の天井、底または周壁は、建築物の床版や外壁等を兼用してはならない。

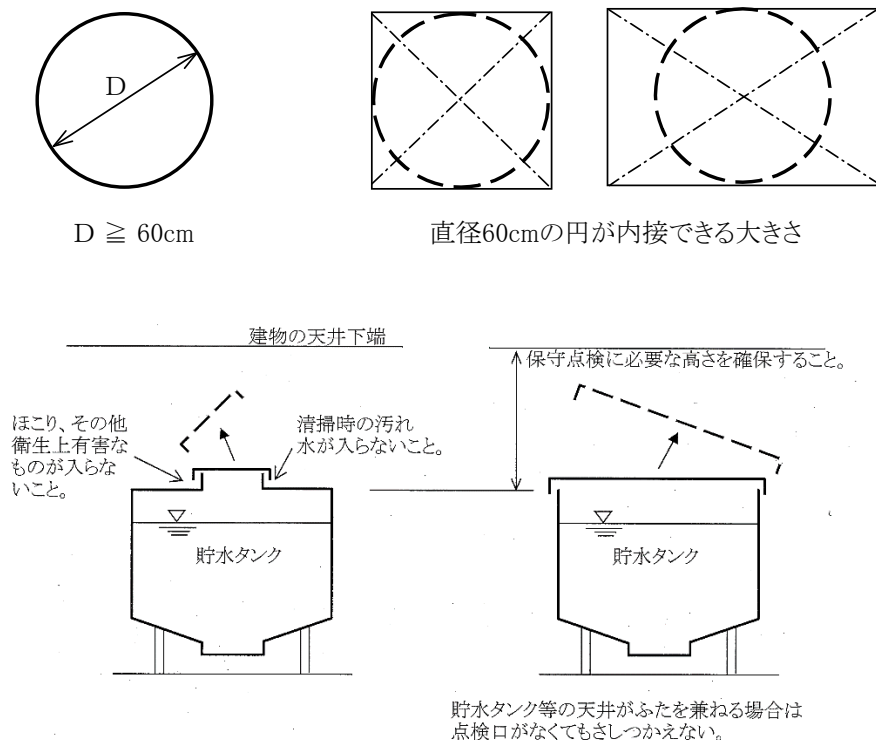
図 7-2-3 受水槽の設置



(5) 保守・修理または清掃をする点検口（直径 60cm 以上の円が内接することができるもの）及びステップを取り付けること。

ただし、給水タンク等の天井が蓋を兼ねる場合は、この限りでない。なお、点検口及び蓋は、汚水等の侵入しないもの及び鍵等を設置し、簡単に開封する事がないような構造とすること。

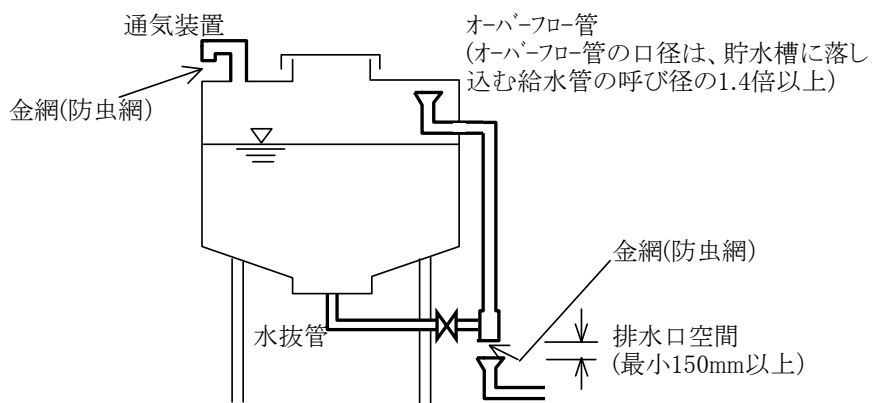
図 7-2-4 点検口の構造



(6) 受水槽にはオーバーフロー管及び水抜管を設けるものとする。オーバーフロー管は、受水槽流入量をのみ込み得る口径とし、水抜管は、受水槽の底面より引き出すこと。

(7) ほこり、その他衛生上有害なものが入らない構造の通気装置を有効に設けること。

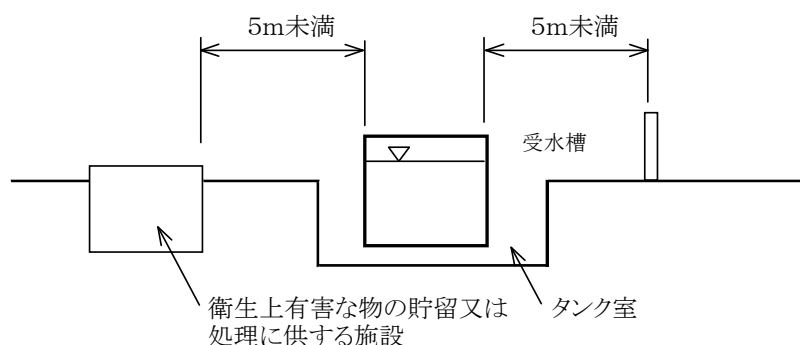
図 7-2-6 オーバーフロー管及び通気装置の一例



※ オーバーフロー管、水抜管及び通気装置は、いずれも取り付けの 1 例を示したもので、最も好ましい例として示したものではない。

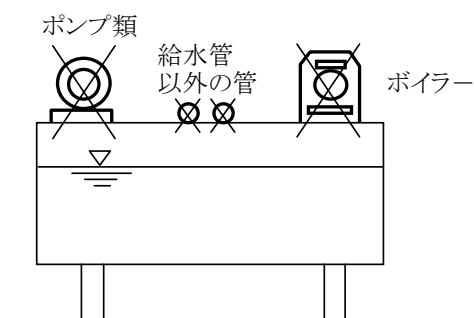
(8) 受水槽の底が地面下にあり、かつ該当受水槽からは便槽、し尿浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管またはオーバーフロー管に接続する排水管は除く）、ガソリントank、その他衛生上有害なものを貯留または処理に供する施設までの水平距離が 5m 未満の場合においては、タンクの外部から、天井、底または周壁の保守点検が容易に行えるような空間を保つよう設置すること。

図 7-2-7 有害な物の貯留等の施設と受水槽との空間例



(9) 受水槽の天井上部に飲料水を汚染するおそれのある設備や機器等を設けてはならない。

図 7-2-8 天井上部に機器類を設けない構造例



(10) 受水槽内で飲料水が滞留し、停滞水が生ずることのないよう、受水槽の流入口と揚水口を対称的な位置に設けるとともに、受水槽が大きい場合は、有効な導流壁を設けること。

(11) 受水槽の有効容量に比べ、使用水量が少ない用水設備の場合または大規模な用水設備の場合は、残留塩素が法令（注）に定める値以下となるおそれがあるので、再塩素消毒のための塩素注入設備を設けること。

（注） 小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第 14 条の規定により、受水槽設置者は、給水栓における水の残留塩素の検査、水質検査及び受水槽の清掃を、定期的に行わなければならない。残留塩素「遊離残留塩素 0.1mg/l 以上」とする。

(12) 満水警報装置及び渴水警報装置を取り付けること。

(13) 受水槽へ給水する器具は、水撃作用が生ずるおそれのないものを設置すること。

(14) 受水槽の流入口は、高水位（H.W.L）より次表の吐水空間を保つこと。ただし、洗剤、薬品を使う水槽などの容器や、水面が特に波立ちやすいものについては、満水面と水道水の落ち口との間隔を 20cm 以上とする。

表 7－2－1 吐水口空間

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合						
	近接壁 1 面の場合			近接壁 2 面の場合			
	壁からの離れ			壁からの離れ			
1.7d'+5	3d 以下	3d を超え 5d 以下	5d を超えるもの	4d 以下	4d を超え 6d 以下	6d を超え 7d 以下	7d を超えるもの
	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5	3.5d'	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5

注 ① d：吐水口の内径（mm） d'：有効開口の内径（mm）

② 吐水口の断面が長方形の場合は長辺を d とする。

③ あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。

④ 吐水口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具、水受け容器のあふれ縁との空間とする。

7-2-4 水道水と地下水等との混合

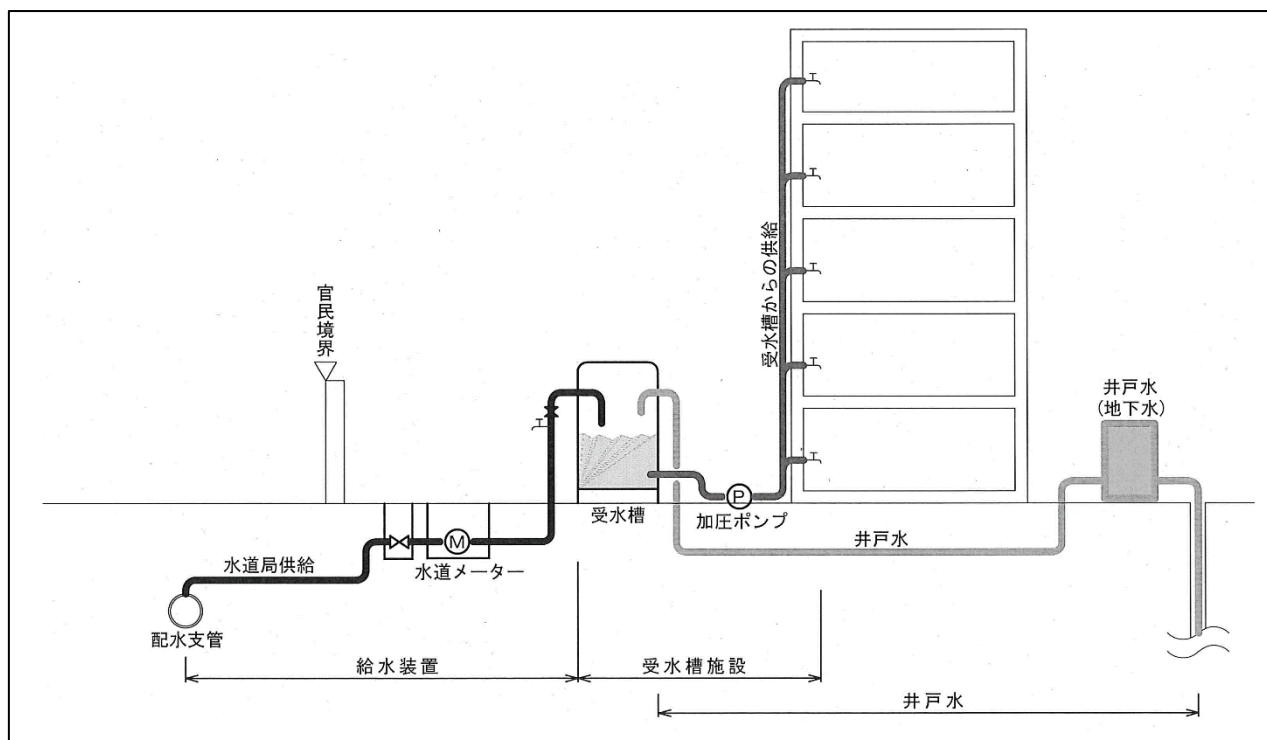
- 1 給水装置は、水道水のための専用系統の設備を設けることが原則である。
- 2 適正な維持管理が行われることで衛生上の問題がなく、以下の条件を満たす場合に限り、受水槽内において、水道水と地下水等を混合することができる。
 - (1) 逆流防止措置
 - (2) 滞留防止措置
 - (3) クロスコネクション対策
 - (4) 使用者への周知
 - (5) 水質の衛生上の管理

[解 説]

2 水道水と地下水等の混合の取扱いについて

- (1) 受水槽内の水が給水装置に逆流することを防止するため、吐水空間を確保すること。
- (2) 水道水の給水装置内での長期間の滞留防止及び水質検査を実施するため、水道水が排出できるよう受水槽の上流側に水抜き装置（蛇口）を設置すること。
- (3) 給水装置の配管と地下水等の配管は直接連結してはならない。配管が近接する場合は、色別表示を行うなど、用途が容易に判別できるよう、誤接合を防止すること。
- (4) 当該施設が水道水と地下水等を混合して給水していることを使用者に周知すること。
- (5) 管理は「小田原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」に基づいて設置者が行うこと。

図 7-2-9 他水併用施設イメージ図



7-2-6 付属設備

1 ボールタップ

ア) ボールタップの取付け位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くに点検口を設置すること。

イ) ボールタップは、故障に備え、予備（2個併用）の設置も併せて検討すること。

ウ) 呼び径 25mm 以上のボールタップは、水撃作用を防止するため定水位弁を使用すること。なお、定水位弁の使用に対しては、水圧等を調査した上で器具を選定すること。

2 越流管

ア) 受水槽には、越流管を設置すること。その取付けに際しては、受水槽に汚水の逆流がないよう基準面より、「7-2-3 構造」 [解説] 14. の高さに設け、その出口には防虫網を設けること。

イ) 越流管の大きさは、給水管呼び径の 40% 増し以上とすること。

3 警報装置

ア) 満水警報装置は、故障の発見、受水槽からの越流防止のため取り付けるもので、管理室等に表示（ベルとランプ）できるようにすること。

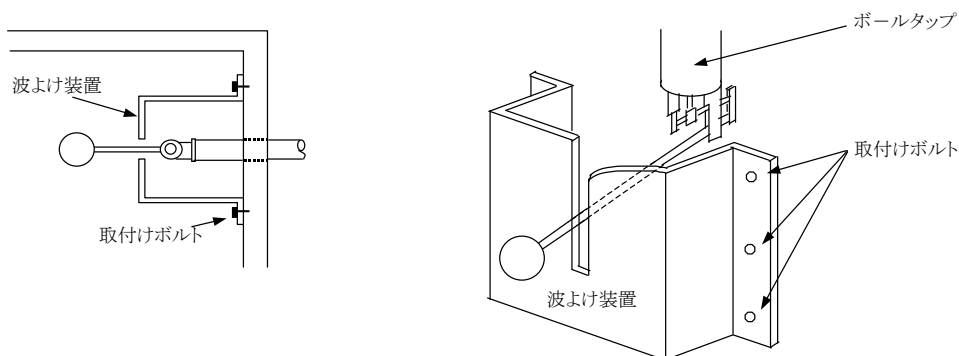
イ) 渴水警報装置は、故障の発見、揚水ポンプの保安のため取り付けるもので、揚水ポンプの電源を遮断するとともに管理室等に表示（ベルとランプ）できるようにすること。

4 泥吐き管

受水槽には、その最底部に泥吐き管を取り付けること。また、排水に便利のように排水枥も併せて設置すること。

5 波立ちの防止

満水面の波立ち防止は、下図によるか、またはビニル管等を使用すること。



6 逆流防止

受水槽に給水する場合は、吐水口を落とし込みとし、吐水口と越流面及び吐水口中心から壁までの距離は、呼び径の 2 倍以上とすること。

7 ポンプの設置

ア) ポンプは、故障に備え、予備を設置しなくてはならない。

8 点検口

点検口は防水型とし、蓋は槽の仕上げ面より 20cm 以上の高さに設けなければならない。

(注) 各水槽は維持管理上 1 年間に一度、定期的に清掃を行なわなければならない。

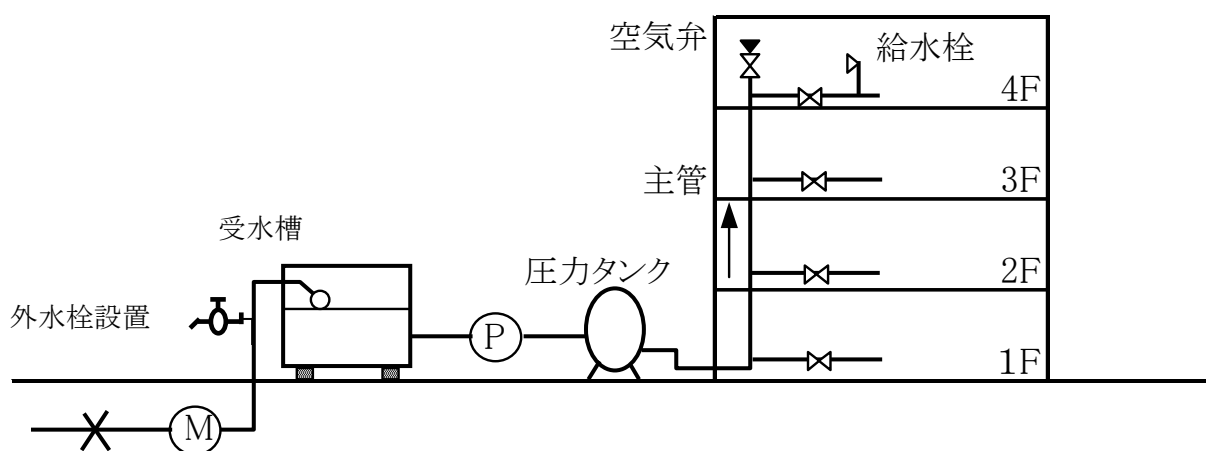
9 空気弁の設置

圧力水槽式、ポンプ直送式による給水の場合は、給水栓より高い位置の主管上に空気弁を必ず設置すること。

10 外水栓の取付け

受水槽に入る手前に必ず外水栓を取付し、受水槽周辺の清掃に使用できるようにすること。

図 7-2-9 空気弁及び外水栓設置 (例)



7-3 高置水槽

7-3-1 設置位置

高置水槽の高さは、建築物最上階の給水栓等から上に5m以上の位置を水槽の低水位とする。
ただし、最上階に大便器用フラッシュバルブがある場合は、最上階のフラッシュバルブから上に10mの位置を水槽の低水位とすること。

7-3-2 高置水槽の有効容量

高置水槽の有効容量は、「2-7-2 受水槽容量の決定」に準ずること。

7-3-3 構造

高置水槽の構造は、鉄筋コンクリート製、鋼板製または合成樹脂製等の堅固な材質のものをを用い、水質の保全上、漏水及び汚染しないような水密な構造とし、製作設置にあたっては、「7-2-3 受水槽の構造」に準じて必要な配慮をしなければならない。

7-3-4 揚水方法

受水槽から高置水槽への揚水は、液面自動制御方式またはフロートスイッチ方式により行うものとする。

7-3-5 給水方法

給水装置設計・施工指針に準ずること。

小田原市給水装置工事設計・施工指針の変遷

昭和	49 年	4 月	初 版	発行
昭和	53 年	3 月	第 2 版	発行
昭和	61 年	3 月	第 3 版	発行
平成	3 年	3 月	第 4 版	発行
平成	6 年	8 月	第 5 版	発行
平成	8 年	8 月	第 6 版	発行
平成	11 年	3 月	第 7 版	発行
平成	16 年	7 月	第 8 版	発行
平成	20 年	3 月	第 9 版	発行
平成	22 年	1 月	第 10 版	発行
平成	25 年	4 月	第 11 版	発行
平成	26 年	7 月	第 12 版	発行
平成	29 年	4 月	第 13 版	発行
平成	31 年	4 月	第 14 版	発行
令和	2 年	4 月	第 15 版	発行
令和	3 年	4 月	第 16 版	発行
令和	5 年	4 月	第 17 版	発行
令和	8 年	7 月	第 18 版	発行